

平成 2 5 年



清掃事業概要



本 編

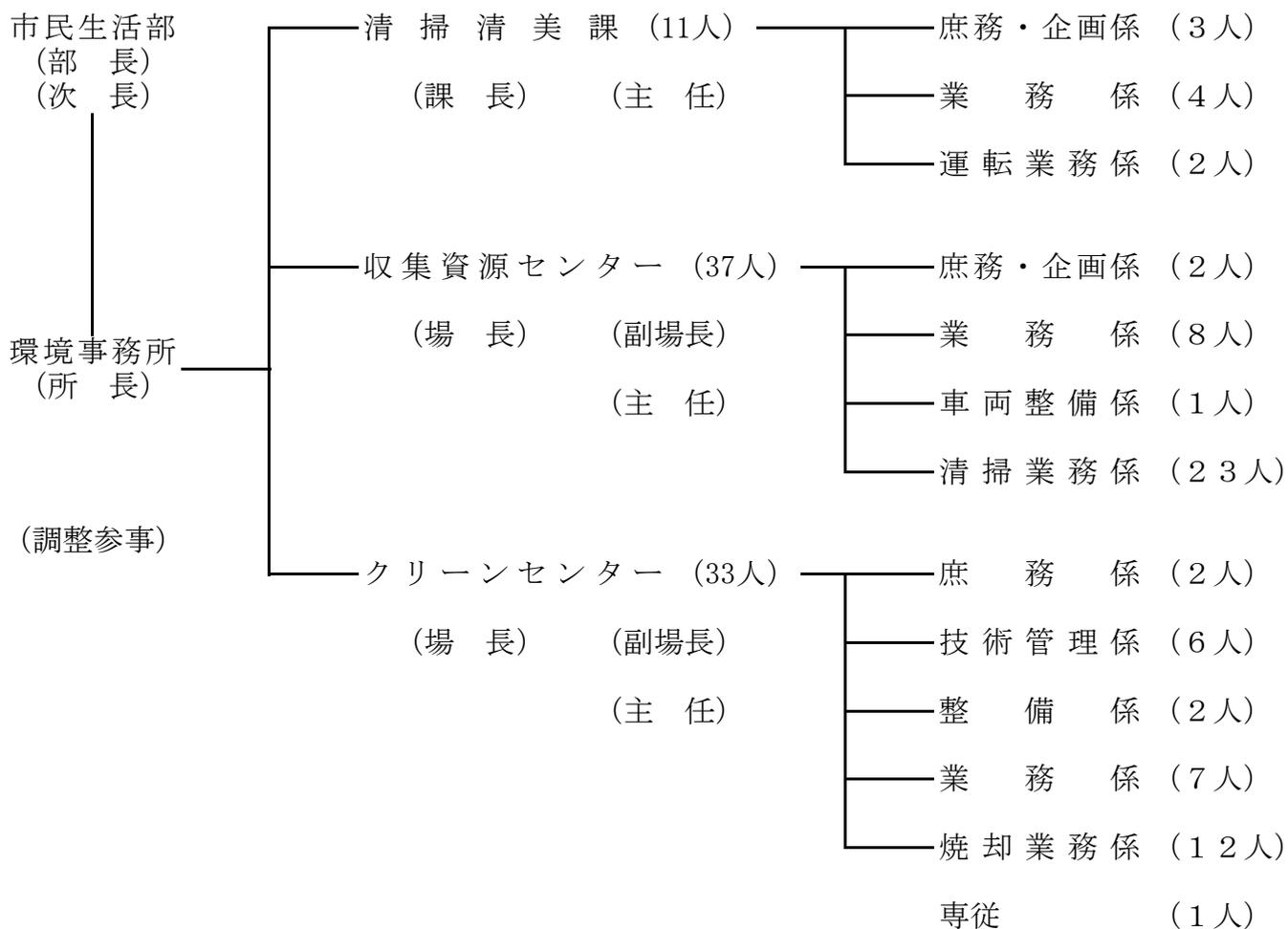
福 井 市

《目 次》

1	福井市の概要	
	(1) 自然条件	1
	(2) 社会条件	1
2	環境事務所機構	2
3	事務分掌	3
4	職員配置	4
5	車両配置	4
6	清掃関係予算	5
7	処理施設	6
8	ごみの収集	
	(1) 家庭系ごみ収集	7
	(2) 事業系ごみ収集	8
	(3) ごみ収集状況	8
9	ごみの処理	
	(1) ごみ処理実績の推移	1 1
	(2) 燃やせるごみの処理実績	1 2
	(3) 燃やせないごみの処理実績	1 3
	(4) ごみ処理の体系	1 4
	(5) ごみ処理経費	1 5
10	ごみ質の分析	1 6
11	ごみの削減、資源化	
	(1) 資源物	1 7
	(2) 資源回収拠点事業	1 9
	(3) 生ごみ	2 0
	(4) 意識啓発	2 1
	(5) 事業系ごみ対策	2 1
	(6) 指定ごみ袋	2 2
12	美しいまちづくりのために	
	(1) あき地等の清潔保持	2 3
	(2) 都市環境の美化	2 4
	(3) 動物(犬・猫等)死体処理	2 5
	(4) 不法投棄対策	2 5
	(5) 野外焼却の指導	2 5
13	一般廃棄物の収集処理手数料	
	(1) 粗大ごみ以外の一般廃棄物	2 6
	(2) 粗大ごみ	2 6
14	収集運搬業者	
	(1) 委託業者	2 8
	(2) 許可業者	2 8
15	清掃関係の法律	3 0
16	廃棄物の分類	3 1
17	一般廃棄物処理計画	3 3
18	清掃行政の歩み	4 1

2. 環境事務所機構 (清掃業務関係)

(平成25年4月1日現在)



3. 事務分掌

■ 清掃清美課

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の減量及び資源化に係る企画並びに適正処理に関すること。
- (2) 一般廃棄物の適正処理及び減量の啓発及び広報に関すること。
- (3) 一般廃棄物の収集運搬業及び処分業に係る許可等に関すること。
- (4) 一般廃棄物の収集運搬及び資源化に係る委託業者に関すること。
- (5) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合（清掃事業に関することに限る。）及び鯖江広域衛生施設組合に関すること。
- (6) 地域の清掃保持に関すること。

■ 収集資源センター

- (1) 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- (2) 資源物に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (4) 施設の管理に関すること。

■ クリーンセンター

- (1) 一般廃棄物の焼却及び処分に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (3) 余熱の供給に関すること。
- (4) 旧東山センター集水池の管理に関すること。
- (5) 施設の管理に関すること。
- (6) 環境分析に関すること。
- (7) 地元協定に係る公害防止協定に関すること。

4. 職員配置

(平成25年4月1日現在)

区 分		清 掃 業 務 (人)									合 計 (人)		
		清 掃 清 美 課			収 集 資 源 セ ン タ ー			ク リ ー ン セ ン タ ー					
補 職	役 職	男	女	合 計	男	女	合 計	男	女	合 計	男	女	合 計
副理事	所 長	1		1							1		1
参 事	課 長	1		1							1		1
	場 長				1		1	1		1	2		2
副参事	副場長				1		1	1		1	2		2
主 幹	主 任	1		1	1		1	1		1	3		3
	主 幹	1	1	2	6		6	9	1	10	16	2	18
副主幹					16	1	17	14	1	15	30	2	32
主 査		3		3	8		8	2		2	13		13
主 事		2		2							2		2
技 師								1		1	1		1
運 転 技 師		2		2							2		2
環 境 技 師					3		3				3		3
汽 缶 技 師								1		1	1		1
施 設 技 師									1	1		1	1
合 計		11	1	12	36	1	37	30	3	33	77	5	82

5. 車両配置

(平成25年4月1日現在)

用 途	車 両	清掃清美課	収集資源センター	クリーンセンター	合 計	
定期収集用	機 械 車		10		10	
予備再搬用	〃		13	2	15	
粗大ごみ運搬	コ ン テ ナ 車		2		2	
臨時ごみ用	小 型 ト ラ ッ ク		4		4	
パトロール用	乗 用 車	1	1	1	3	
	軽ワゴン車	1			1	
	軽トラック		1	1	2	
事務連絡用	ジ ー プ		1		1	
	軽ワゴン車			1	1	
処理処分用	タイヤショベル		1	1	2	
	フォークリフト		2	1	3	
	箱型ダンプ			1	1	
合 計			2	35	8	45

6. 清掃関係予算

(平成25年4月1日現在)

■ 清掃総務費

(千円)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
人件費	700,393	654,338	640,437	638,675	655,469
報償費	2,126	2,126	2,126	2,215	2,200
旅費	240	254	329	286	290
需用費	6,205	5,963	5,768	5,501	5,046
役務費	393	374	385	793	580
委託料	1,024	681	681	79	79
使用料及び賃借料	1,095	1,230	861	2,191	2,061
備品購入費	—	—	330	—	—
負担金補助及び交付金	481	475	438	452	374
公課費	9	—	8	—	—
計	711,966	665,441	651,363	650,192	666,099

■ 塵芥処理費

(千円)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
賃金	21,472	26,867	26,710	28,205	26,100
報償費	—	—	323	202	—
旅費	110	132	44	302	302
需用費	134,493	135,378	132,158	132,011	125,033
役務費	3,282	3,309	2,975	3,559	2,511
委託料	1,237,208	1,254,707	1,261,646	1,271,144	1,251,524
使用料及び賃借料	2,586	2,273	2,315	1,604	1,604
工事請負費	445,934	182,812	168,400	934,242	1,043,242
原材料費	7,559	6,472	5,800	5,834	4,934
備品購入費	10,851	14,851	14,675	13,671	48,939
負担金補助及び交付金	908,447	745,130	628,502	610,205	636,897
公課費	5,309	5,121	5,229	5,228	4,922
計	2,777,251	2,377,052	2,248,777	3,006,207	3,146,008

7. 処理施設

福井市のごみ処理は、福井市クリーンセンター、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターと鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンターで実施している。

また、収集資源センターでは、収集基地としての活動のほか、リサイクル資源のストック場としての機能を備えている。

なお、福井市クリーンセンターから排出される焼却灰については、県外の民間業者が所有する一般廃棄物管理型処分場において適正に最終処分を行っている。

(平成25年4月1日現在)

施設名	福井市 クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター		鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター	
	焼却施設	焼却施設	粗大ごみ 処理施設	焼却施設	粗大ごみ 処理施設
所在地	福井市寮町50-41	あわら市笹岡33-3-1		鯖江市西番町15-11	
電話番号	53-8999	74-1314		0778-51-2310	
敷地面積	14,100㎡	20,200㎡		22,300㎡	
建物面積	5,187㎡	14,243㎡		3,304㎡	2,533㎡
竣工年月	平成3年3月	平成7年9月		昭和61年4月	平成5年4月
公称能力	345 t / 24 h	222 t / 24 h	90 t / 5 h	120t / 16 h	50t / 5 h
基数	115 t / 24 h × 3基	74t/24h × 3基	1 基	60t/16h × 2基	1 基
集塵装置	バグフィルター	バグフィルター 乾式有害ガス 除去装置	バグフィルター サイクロン	バグフィルター	バグフィルター サイクロン
型式	全連続燃焼式 流動床炉	全連続燃焼式 焼却炉	回転式 破砕機	准連続式 流動床炉	回転式 破砕機
工事施工者	石川島播磨重工業	JFEエンジニアリング		荏原製作所	栗本鐵工所
建設費	7,863,446千円 管理棟336,614千円を含む	17,880,000千円		2,070,000千円	2,389,600千円

施設名	福井市収集資源センター	
	収集関係施設	資源ストックヤード
所在地	福井市南江守町2-1	
敷地面積	13,747m ²	
建物面積	管理棟	1,497.87㎡
	車庫	648.50㎡
	倉庫等	600.35㎡
	計	2,746.72㎡
機種	高圧洗車機	5 基
開設年月	昭和36年5月	平成5年1月

8. ごみの収集

(1) 家庭系ごみ収集

家庭系の一般廃棄物（ごみ）については、粗大ごみ等を除き原則として指定ごみ袋により、分別排出することとしている。

なお、分別については、下表のとおりである。また、平成23年4月から、ライターは、中身を完全に使い切り、燃やせないごみの収集日に、燃やせないごみとは別に透明または半透明の袋に入れて出すように変更している。

■ 福井・美山区域

(平成25年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回（一部、週6回）	ステーション方式 ※資源物（スプレー缶を除く）は、資源回収拠点場所へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月2回（第1、3又は第2、4の指定曜日）	
資源物	プラスチック製容器包装	週1回（指定曜日）	
	缶	月2回（指定の水曜日）	
	びん	月1回（指定の水曜日）※美山区域は、1月、2月の収集はなし	
	ペットボトル	月1回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック	月1回（指定の水曜日）	
	乾電池	月1回（指定の水曜日）※美山区域は、1月、2月の収集はなし	
	スプレー缶	月2回（第1、3又は第2、4の指定曜日）	
蛍光灯	年6回（奇数月又は偶数月の指定水曜日） ※美山区域は、1月の収集はなし		
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付（第2日曜日）	

■ 越廼・清水区域

(平成25年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回（火・金曜日）	ステーション方式 ※資源物（スプレー缶を除く）は、資源回収拠点場所へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月2回（第2、4の木曜日）	
資源物	プラスチック製容器包装	週1回（月曜日）	
	缶	月2回（第1、3の水曜日）	
	びん・ペットボトル	月1回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック	月1回（第3の水曜日）	
	乾電池	月1回（指定の水曜日）	
	スプレー缶	月2回（第2、4の木曜日）	
蛍光灯	月1回（第4木曜日）		
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付（第2日曜日）	

(2) 事業系ごみ収集

事業系の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者の責任のもとに処理（自己処理、自己搬入、委託収集）することが義務づけられていることから、ほとんどの事業系ごみは許可業者によって収集されている。

しかしながら、月に50袋以内（約250kg）の少量排出事業者の便宜を図るため、ごみステーションの管理者（自治会長等）の同意を得たうえで、事業所用指定袋を使用して排出することができることとしている。

◎ 家庭系ごみ・事業系ごみ別排出状況

		20	21	22	23	24
家庭系ごみ	燃やせるごみ	47,124t	45,358t	44,623t	45,384t	45,672t
	燃やせないごみ	9,928t	8,813t	8,927t	9,096t	9,072t
小計 (①)		57,052t	54,171t	53,550t	54,480t	54,744t
事業系ごみ	燃やせるごみ	31,673t	31,030t	31,468t	31,658t	31,652t
	燃やせないごみ	2,545t	2,492t	2,401t	2,434t	2,328t
小計 (②)		34,218t	33,522t	33,869t	34,092t	33,980t
合計 (①+②)		91,270t	87,693t	87,419t	88,572t	88,724t

(3) ごみ収集状況

■ 収集主体別

(平成25年4月1日現在)

収集主体	分 別	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	比 率	
直 営	燃やせるごみ	10班	30,749	83,727	31.3%
	資源物(缶)	8班	62,302	170,626	63.8%
委 託	燃やせるごみ	19班	67,056	183,782	68.7%
	資源物(缶)	7班	35,503	96,883	36.2%
	燃やせないごみ	16班	97,805	267,509	100%
	プラスチック製容器包装	16班			
	資源物(びん)	16班			
	〃 (ペットボトル)	14班			
	〃 (蛍光灯)	6班			
〃 (ダンボール・紙製容器・紙パック)	21班				

■収集回数別

(平成25年4月1日現在)

収 集 回 数		世帯数 (世帯)	比 率	人 口 (人)	比 率
福 井 区 域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん(毎月1回)・缶(毎月2回)・ペットボトル (毎月1回)・プラスチック製容器包装(週1回)・ダンボール・ 紙製容器・紙パック(毎月1回)・乾電池(毎月1回)・スプレー 缶(毎月2回)・蛍光灯(2か月に1回)】	92,278	94.35%	250,780	93.75%
	○燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物【週1回】 (中平、足羽上、小山谷)	8	0.01%	16	0.01%
	○ 燃やせるごみ【週6回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん(毎月1回)・缶(毎月2回)・ペットボトル (毎月1回)・プラスチック製容器包装(週1回)・ダンボール・ 紙製容器・紙パック(毎月1回)・乾電池(毎月1回)・スプレー 缶(毎月2回)・蛍光灯(2か月に1回)】	228	0.23%	515	0.19%
	臨時収集地区(足谷、奥平、清水平、猫瀬、東平、宮郷)	12	0.01%	20	0.01%
	小 計	92,526	94.60%	251,331	93.95%
美 山 区 域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん(毎月1回)・缶(毎月2回)・ペットボトル (毎月1回)・プラスチック製容器包装(週1回)・ダンボール・ 紙製容器・紙パック(毎月1回)・乾電池(毎月1回)・スプレー 缶(毎月2回)・蛍光灯(2か月に1回)】	1,429	1.46%	4,544	1.70%
越 廼 区 域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん(毎月1回)・缶(毎月2回)・ペットボトル (毎月1回)・プラスチック製容器包装(週1回)・ダンボール・ 紙製容器・紙パック(毎月1回)・乾電池(毎月1回)・スプレー 缶(毎月2回)・蛍光灯(月1回)】	595	0.61%	1,469	0.55%
清 水 区 域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん(毎月1回)・缶(毎月2回)・ペットボトル (毎月1回)・プラスチック製容器包装(週1回)・ダンボール・ 紙製容器・紙パック(毎月1回)・乾電池(毎月1回)・スプレー 缶(毎月2回)・蛍光灯(月1回)】	3,255	3.33%	10,165	3.79%
合 計		97,805	100%	267,509	100%

9. ごみの処理

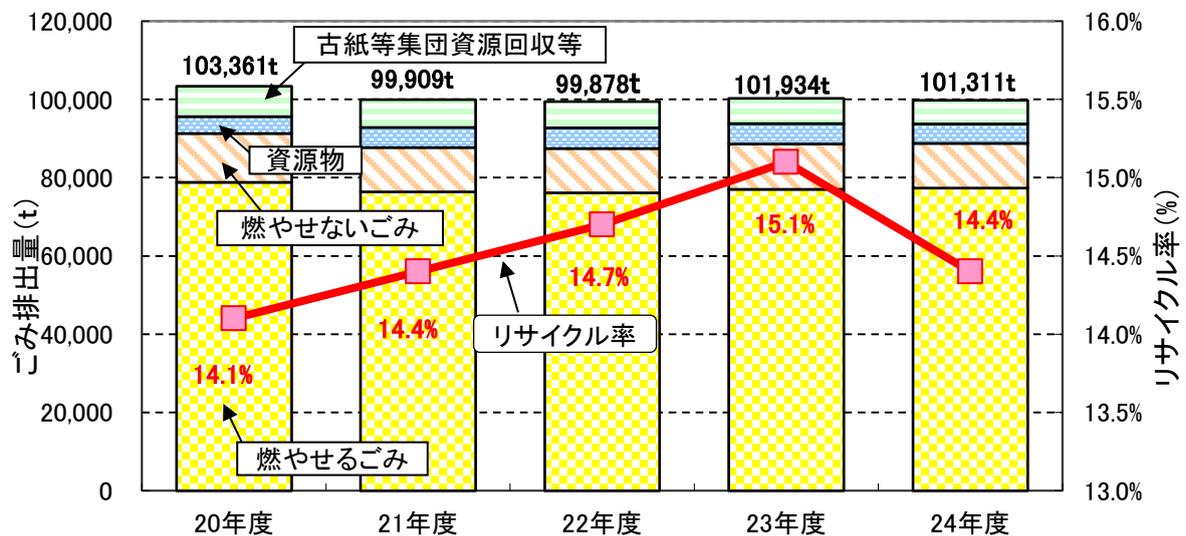
平成24年度のごみ総排出量は101,311 tで、前年度に比べ833 tの減少となった。内訳としては、焼却等処理ごみ（燃やせるごみ及び燃やせないごみ）が88,724 tで152 t増加、資源物は5,025 tで191 t減少となった。

資源物については、プラスチック製容器包装が1,797 tで前年度に比べ38 tと、やや増加したが、缶が502 tで52 t減少、ダンボール・紙製容器が1,058 tで133 t減少などとなった。

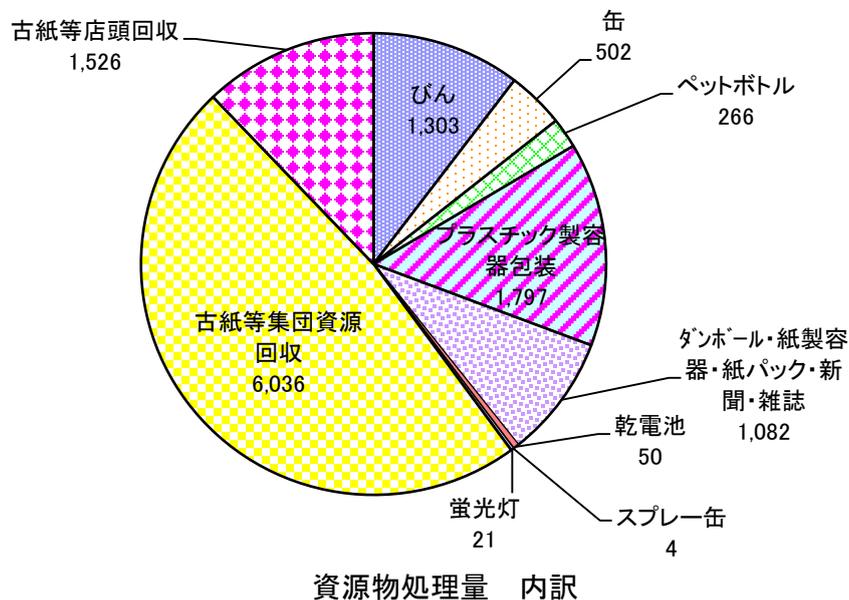
また、古紙等集団資源回収は6,036 tで394 t減少し、古紙等店頭回収も1,526 tとなり、190 tの減少となった。

これらの資源回収量の減少によって、リサイクル率は14.4%となり、前年度に比べ、0.7ポイントの減少となった。

なお、1人一日あたりのごみの量は958 gとなっている。



ごみ処理量及びリサイクル率の推移



資源物処理量 内訳

(1) ごみ処理実績の推移

■ ごみ処理量の推移

分別の種類		排出量 (t)					構成比 (%) [H24]	前年度比 (%)	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
再資源化	①資源物	びん	1,369	1,355	1,362	1,318	1,303	—	△ 1.1 %
	缶	633	620	580	556	502	—	△ 9.7 %	
	ペットボトル	281	291	309	285	266	—	△ 6.7 %	
	プラスチック製容器包装	693	1,548	1,716	1,759	1,797	—	2.2 %	
	ダンボール・紙製容器	1,258	1,259	1,251	1,191	1,058	—	△ 11.2 %	
	紙パック	15	19	18	17	15	—	△ 11.8 %	
	新聞紙・雑誌	4	—	—	8	9	—	12.5 %	
	乾電池	53	60	51	58	50	—	△ 13.8 %	
	スプレー缶	7	5	5	4	4	—	0.0 %	
	蛍光灯	2	1	15	20	21	—	5.0 %	
	小計	4,315	5,158	5,307	5,216	5,025	4.9%	△ 3.7 %	
②処理過程における資源化物	2,450	2,194	2,182	2,009	1,999	—	△ 0.5 %		
③古紙等集団資源回収	7,776	7,058	6,709	6,430	6,036	6.0%	△ 6.1 %		
④古紙等店頭回収	—	—	443	1,716	1,526	1.5%	△ 11.1 %		
再資源化合計 (①+②+③+④)	14,541	14,410	14,641	15,371	14,586	—	△ 5.1 %		
焼却・ 破碎等	⑤燃やせるごみ	家庭系	47,124	45,358	44,623	45,384	45,672	45.1%	0.6 %
	事業系	31,673	31,030	31,468	31,658	31,652	31.2%	△ 0.0 %	
	⑥燃やせないごみ	家庭系	9,928	8,813	8,927	9,096	9,072	9.0%	△ 0.3 %
	事業系	2,545	2,492	2,401	2,434	2,328	2.3%	△ 4.4 %	
小計 (⑤+⑥)	91,270	87,693	87,419	88,572	88,724	—	0.2 %		
収集・持込量 (①+⑤+⑥)	95,585	92,851	92,726	93,788	93,749	—	△ 0.0 %		
総排出量 (①+③+④+⑤+⑥)	103,361	99,909	99,878	101,934	101,311	100.0%	△ 0.6 %		
リサイクル率	14.1%	14.4%	14.7%	15.1%	14.4%				

■ 1人一日あたりのごみの量

分別の種類	排出量 (g)					前年度比 (%)
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
1人一日あたりのごみの量 *1	969	943	944	954	958	0.4 %
1人一日あたりの総排出ごみの量*2	1,048	1,015	1,017	1,037	1,035	△ 0.2 %
家庭から出る 1人一日あたりの総排出ごみの量*3	695	673	671	690	688	△ 0.3 %

※基準人口は各年度4月1日現在

- *1 (資源物+燃やせるごみ+燃やせないごみ) /人・日
- *2 (資源物+古紙等集団資源回収+燃やせるごみ+燃やせないごみ) /人・日
- *3 (資源物+古紙等集団資源回収+燃やせるごみ(家庭系)+燃やせないごみ(家庭系)) /人・日

(2) 燃やせるごみの処理実績

■ 福井市クリーンセンターへの持込量実績及び処理状況 <<福井・美山区域>> (t)

区分\年度		20	21	22	23	24
直 営 収 集		14,555	14,120	13,860	14,133	14,185
委 託 収 集		28,303	27,825	27,398	27,863	28,078
許 可 収 集		28,779	28,376	28,488	28,646	28,642
持 込	一 般 可 燃	248	270	297	338	359
	粗 大 可 燃	1,000	1,017	995	1,026	1,051
	事 業 可 燃	930	874	815	736	732
	一 般 減 免	146	152	120	119	112
	下 水 減 免	98	71	65	59	59
	市 関 係	1,383	1,325	1,317	1,327	1,319
合 計		75,442	74,030	73,355	74,247	74,537
処 理 内 訳	焼 却	72,729	73,156	69,192	73,524	71,606
	紙 類 ※1	183	152	141	113	107
	再搬入 ※2	29	0	10	7	5
	未処理分※3	2,501	722	4,012	603	2,819

※1：紙類は、福井市古紙等リサイクル協同組合へ搬入

※2：再搬入は、広域圏清掃センターへ搬入

※3：未処理分は、水分蒸発を含む

■ 鯖江クリーンセンターへの持込量実績 <<越廼・清水区域>> (t)

区分\年度		20	21	22	23	24
委 託 収 集		2,153	1,881	1,871	1,943	1,914
許 可 収 集 ※		—	—	702	668	670
持 込	一 般 可 燃	25	24	17	22	26
	事 業 可 燃	494	446	141	157	176
	減 免	4	7	5	5	1
合 計		2,676	2,358	2,736	2,795	2,787

※ 平成21年度までは持込（事業可燃）を含む

(3) 燃やせないごみの処理実績

■ 広域圏清掃センターへの持込量実績 <<福井・美山区域>> (t)

区分\年度		20	21	22	23	24
委託	収集	8,284	7,322	7,477	7,487	7,468
直営	粗大	423	325	271	322	202
委託	粗大	2	—	—	—	—
許可	収集	1,936	1,970	1,928	1,929	1,817
持込	一般不燃	1,470	891	868	957	1,074
	事業不燃		422	385	417	418
	減免		51	36	37	39
合計		12,115	10,981	10,965	11,149	11,018
①燃やせないごみ		10,234	9,321	9,422	9,435	9,300
②燃やせない粗大ごみ		1,881	1,660	1,543	1,714	1,718

■ 鯖江クリーンセンターへの持込量実績 <<越廼・清水区域>> (t)

区分\年度		20	21	22	23	24
委託	収集	81	75	76	79	76
委託	粗大	17	0	2	—	—
許可	収集※	—	—	1	12	1
持込	一般不燃	204	199	233	251	252
	事業不燃	42	22	31	22	36
	減免	14	28	20	17	17
合計		358	324	363	381	382

※ 平成21年度までは持込（事業可燃）に含む

(4) ごみ処理の体系

基本分類	区 域	収集運搬		処理方法		処分方法
燃やせるごみ	福 井	直営・委託	週 2 回	焼 却	クリーンセンター※ 1	焼却灰(埋立) 金属類(資源化)
	美 山 越 廼・清水	委 託			鯖江クリーンセンター※ 2	
燃やせないごみ	福井・美山	委 託	月 2 回	破 碎	清掃センター※ 3	焼却灰(埋立) 金属類(資源化)
	越廼・清水				鯖江クリーンセンター	
プラスチック製 容器包装	全 域	委 託	週 1 回	分 別	委 託	資源化
びん	全 域	委 託	月 1 回	分 別	委 託	
ペットボトル	全 域	委 託	月 1 回	分 別	委 託	
ダンボール・ 紙製容器・ 紙パック	全 域	委 託	月 1 回	分 別	委 託	
缶	福 井	直営・委託	月 2 回	分 別	委 託	
	美 山 越 廼・清水	委 託				
乾電池	全 域	委 託	月 1 回	分 別	清掃センター	
スプレー缶	福井・美山	委 託	月 2 回	分 別	清掃センター	
	越廼・清水				鯖江クリーンセンター	
蛍光灯	福 井	委 託	年 6 回	分 別	委 託	
	美 山		年 5 回			
	越 廼・清水		月 1 回			
粗大ごみ	福井・美山	自己搬入 申込収集	随 時	可燃(焼却)	クリーンセンター	焼却灰(埋立) 不燃物(埋立) 金属類(資源化)
				不燃(破碎)	清掃センター	
	越 廼・清水			可燃(焼却)	鯖江クリーンセンター	
				不燃(破碎)		
動物の死体	全 域	自己搬入 申込収集	随 時	焼 却	クリーンセンター	遺骨(埋立)

※ 1 クリーンセンター : 福井市クリーンセンター

※ 2 鯖江クリーンセンター : 鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンター

※ 3 清掃センター : 福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター

(5) ごみ処理経費

■ 1トンあたりの収集・処分経費

(円/t)

区分 \ 年度		21	22	23	24	
全体		23,669	23,160	22,437	22,593	
	燃やせる ごみ		19,032	18,984	18,871	18,656
		収集経費	7,243	7,085	6,995	6,858
		処分経費	11,789	11,899	11,876	11,798
	燃やせない ごみ		38,655	32,890	29,107	32,984
		収集経費	6,082	5,333	5,237	8,346
		処分経費	32,573	27,557	23,870	24,638
	資源物		38,793	38,646	36,107	36,268
		収集経費	30,413	30,562	28,744	28,413
		処分経費	8,380	8,084	7,363	7,855

■ 1人あたりの収集運搬・処分経費

(円/人)

区分 \ 年度		21	22	23	24
合計		8,764	8,593	8,516	8,537
	収集経費	3,682	3,696	3,718	3,718
	処分経費	5,082	4,897	4,798	4,819

■ 1世帯あたりの収集運搬・処分経費

(円/世帯)

区分 \ 年度		21	22	23	24
合計		24,864	24,155	23,730	23,590
	収集経費	10,446	10,389	10,360	10,274
	処分経費	14,418	13,766	13,370	13,316

10. ごみ質の分析 (福井市クリーンセンターにおける可燃性ごみの組成)

福井市クリーンセンターにおけるごみ質分析の結果は次のとおりとなっている。

■ 平均値 (ドライベース) (%)

成分 \ 年度		20	21	22	23	24
可燃物	紙・セロハン	55.1	57.2	47.1	50.7	55.1
	木・竹・わら類	7.9	6.9	4.9	8.0	3.8
	繊維類	6.4	5.6	10.8	8.2	9.1
	厨芥類	8.8	7.8	7.5	7.5	8.1
	皮革・ゴム類	1.7	1.0	1.0	0.2	0.4
	雑物5mm以上	4.0	6.9	10.3	7.9	7.9
	小計(%)	83.9	85.4	81.6	82.5	84.4
焼却不適物	ビニール・プラスチック類	11.2	10.2	11.5	11.1	11.4
	小計(%)	11.2	10.2	11.5	11.1	11.4
不燃物	ガラス・石類 ・陶磁器類	0.7	0.5	0.6	1.2	0.3
	金属類	1.2	0.3	0.6	1.0	0.7
	雑物5mm以上	3.0	3.6	5.7	4.2	3.2
	小計(%)	4.9	4.4	6.9	6.4	4.2

■ 理化学的性状 (%)

項目 \ 年度	20	21	22	23	24
見かけ比重	0.21	0.21	0.19	0.20	0.18
水分 (%)	44.4	45.4	47.3	49.7	48.2
灰分 (%)	6.0	5.5	6.3	6.3	6.0
可燃分 (%)	49.6	49.1	46.4	44.0	45.8
推定低位発熱量(J/kg)	8,220	8,111	7,550	7,041	7,421
熱灼減量 (%)	0.7	0.1	0.5	0.4	0.4

1 1. ごみの削減、資源化

本市では、毎週水曜日を「資源物の日」とし、月1回の空きびん及び月2回の空き缶の収集に取り組んできた。

その後、容器包装リサイクル法の施行により、ペットボトルの収集、プラスチック製容器包装及びダンボール・紙製容器・紙パックの収集に取り組んでいる。また、平成21年4月からプラスチック製容器包装の毎週収集、さらに、平成22年7月から福井市全域で蛍光灯の収集を開始し、リサイクルを通じたごみ減量化の取組みにより資源化率の向上を目指している。

また、空き缶等の売却金については、売却金の一部を各自治会連合会が行っている環境活動の費用及び各自治会で管理しているごみステーションの維持管理費用などとして交付している。

しかし、近年、資源物の収集量が減少傾向となっている。そこで、市民の資源物排出の利便を高めるため、平成25年3月より、民間事業者の協力を得、2か所の事業所に福井市資源回収拠点「わけるば」を設置し、資源物排出の機会を提供している。

(1) 資源物

《資源物①》

区 分 \ 年 度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
びん		1,369	1,355	1,362	1,318	1,303
	白びん	574	572	568	542	562
	茶びん	503	494	509	475	456
	青びん	159	161	162	169	165
	黒びん	42	43	33	46	43
	生びん	91	86	90	87	77
缶		633	620	580	556	502
	スチール缶	355	337	312	291	259
	アルミ缶	278	284	268	266	243
ペットボトル	福井市全域 (月1回収集)	281	291	309	285	266
プラスチック製 容器包装	福井市全域 (毎週1回収集)	693	1,548	1,716	1,759	1,797
ダンボール	福井市全域 (月1回収集)	974	1,001	981	944	827
紙製容器	福井市全域 (月1回収集)	283	258	270	247	231
紙パック	福井市全域 (月1回収集)	15	19	18	17	15

《資源物②》

区分 \ 年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
新聞・雑誌	福井市全域(H23～) (収集資源センターでの拠点回収)	※2 4	—	—	8	9
乾電池※1	福井市全域 (月1回収集)	53	60	51	58	50
スプレー缶	福井市全域 (月2回収集)	7	5	5	4	4
蛍光灯	福井市全域 (2か月に1回収集)	※3 2	※3 1	15	20	21

※1 ボタン型電池・充電電池の回収は行っていない。

※2 平成20年度まで越廼地域では、行政回収を行っていた。

※3 平成21年度まで越廼・清水地域のみ、行政回収を行っていた。

《古紙等集団資源回収》

資源のリサイクルおよびごみの減量化による処理経費の軽減を図るため、奨励金を交付することにより、市内の地域住民で組織する各種団体による新聞・雑誌類の集団回収活動を促している。

なお、奨励金は、前期（1月から6月まで実施分）・後期（7月から12月まで実施分）の2回に分けて、収集量・実施回数に応じて交付している。

区分 \ 年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
新聞(t)	3,973	3,681	3,514	3,340	3,146
雑誌(t)	3,800	3,373	3,192	3,087	2,887
紙パック(t)	3	4	3	3	3
合計(t)	7,776	7,058	6,709	6,430	6,036
団体登録数	304	306	309	309	309
奨励金(千円)	37,211	34,141	32,583	31,207	29,063

(2) 資源回収拠点事業

《小売店における資源回収拠点事業》

平成16年度にモデル事業として、市内小売店に資源回収拠点※としての回収箱を設置してもらい、プラスチック製容器包装及び紙製容器の回収に取り組んだ。

なお、小売店が設置した回収ボックス、看板及び保管庫の設置に要した費用の一部を補助し、平成17年度からは、回収ボックスに排出された資源物の収集を市が行うこととした。

※ 資源回収拠点：地区ごとの収集日まで待つことなく、いつでも誰もがプラスチック製容器包装等の資源物を分別排出できる場所として、回収ボックスを設置した小売店舗のこと。（スーパーなどの小売店が独自に取り組んでいた食品トレイ、牛乳パックやペットボトルの回収ボックスを発展させたもの。）

[平成24年度資源回収拠点協力店]

協力店舗名	所在地
ハーツ 羽水店	木田3丁目2802
Aコープ 堀の宮店	堀の宮1丁目215
〃 やしろ店	湧2丁目1711
ハニー 麻生津店	今市町14-11-1
アル・プラザ ベル	花堂南2丁目16-1
ハーツ 学園店	学園2丁目9-22
くみあいマーケット東郷店	東郷二ヶ町34-27



[回収時間]

- ・店舗営業時間と同じ

[回収品目]

- ・プラスチック製容器包装

(kg)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回収量	26,483	32,217	33,563	35,629	34,428

《民間事業所における資源回収拠点事業》（名称：わかるば）

平成25年3月より、(株)増田喜（福井営業所）・福井環境事業(株)二日市リサイクルセンターの2か所に資源回収ボックスを設置し、資源物の拠点回収を実施している。

[回収時間]

- ・各事業所の営業時間と同じ

[回収品目]

- ・びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光灯、乾電池、古紙（ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本）

《市有施設における資源回収拠点事業》

平成23年4月1日より、収集資源センターに資源回収ボックスを設置し、資源物の拠点回収を実施している。

〔回収時間〕

- ・収集資源センターの開設時間と同じ

〔回収品目〕

- ・びん、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、古紙（ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本）

回収実績

(kg)

年度 \ 品目	びん	缶	ペット ボトル	蛍光灯	乾電池	古紙	合計
23年度	1,129	568	214	384	196	12,070	14,561
24年度	2,228	562	227	254	154	15,170	18,595

(3) 生ごみ

《事業所から排出される生ごみの堆肥化》

生ごみの資源化については、市内の業者に生ごみ処理専用車による中間処理を平成14年度に許可し、当該事業者が市内の事業系生ごみの処理を行っている。

この生ごみ処理専用車により、市有施設（市立保育園、学校給食センター等）や民間事業所の食品残渣を年間約500トン処理し、堆肥化している。

なお、処理した完熟堆肥については、市内の農家で有機肥料として使用しており、地域リサイクルループが構築されている。

(t)

区分 \ 年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
市 有 施 設	市立保育園	調理くず等	47.2	24.0	22.4	17.6	16.3
		食べ残し等		23.9	20.5	16.3	14.6
	ふれ愛園	調理くず等	7.3	2.6	1.9	1.6	1.5
		食べ残し等		5.6	4.9	4.7	4.2
	学校給食センター	調理くず等	118.4	65.2	58.3	64.3	65.2
		食べ残し等		75.7	61.4	56.3	44.1
	単独給食校	調理くず等	98.8	69.6	68.5	63.1	63.2
		食べ残し等		27.2	23.0	20.4	18.7
	小計	調理くず等	271.7	161.4	151.1	146.6	146.2
		食べ残し等		132.4	109.8	97.7	81.6
	民間事業所	調理くず等	188.0	140.7	126.9	119.2	124.5
		食べ残し等		39.4	107.9	123.2	155.1
合計		459.7	473.9	495.7	486.7	507.4	

(4) 意識啓発

《普及啓発事業》

ごみの正しい分別及び排出をしてもらうため、各地区の公民館等に職員が出向き、分別説明会を開催している。

また、ごみの出し方を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、随時、配布している。



分別説明会の開催状況

(回)

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
開催回数	161	60	54	19	26

そのほか、キャラクターヒーローに扮した「リサイクル戦隊 ワケルンジャー」のDVDの作成など、子供からお年寄りまで各年齢層に対し、正しいごみ分別の啓発に努めている。

《まだまだ使えますコーナー》



ごみとして出された粗大ごみの中には、そのまま十分使えるものや、少し手を加えれば再利用可能なものが数多く含まれていることから、昭和57年6月から取り組んでいる「環境月間」の行事として、「物の大切さ、有効再利用の必要性」を啓蒙するため、これらのものを展示するとともに、抽選により無料で贈呈した。

さらに、平成13年度からは「福井市環境展」における展示コーナーの一部として「まだまだ使えますコーナー」を設け、環境問題に関する

啓発パネル等の展示と併せ、物の大切さ等の啓発に取り組んでいる。

(5) 事業系ごみ対策

《ふくい優エコ事業所》

福井市内で事業系一般廃棄物の削減等に取り組む事業所を「ふくい優エコ事業所」として認定し、その活動を広く他の事業所へ広報することにより、ごみ削減の取り組みを推進している。

- ・平成24年12月 募集開始
- ・平成25年4月 7事業所を認定



認定事業所

事業所名	認定期間
株式会社清水勉商店	平成25年4月1日～平成27年3月31日
福井環境事業株式会社 本社	平成25年4月1日～平成27年3月31日
福井環境事業株式会社 二日市リサイクルセンター	平成25年4月1日～平成27年3月31日
清水紙料株式会社	平成25年4月1日～平成27年3月31日
株式会社増田喜	平成25年4月1日～平成27年3月31日
株式会社クリンマスター	平成25年4月1日～平成27年3月31日
有限会社藤井商店	平成25年4月1日～平成27年3月31日

(6) 指定ごみ袋

ごみ減量化と分別排出の徹底および限りある資源を有効に活用するため、市指定ごみ袋として所定のごみ袋を作成し、平成9年4月1日から完全実施した。また、平成16年4月からは家庭でのごみを分別しやすくするため、次の表のとおり「色別指定ごみ袋」の販売を開始し、現在、試行を行っている。

資源物（空き缶、ペットボトル）については、分別排出の促進と処理負担の軽減を図るために、透明又は半透明の袋を用いて排出することもできることとしている。

事業系一般廃棄物については、事業所用指定袋を利用し、ごみステーションの管理者（自治会等）の同意のうえで、1カ月250kg（50袋以内）以下に限り排出できる。

色別指定ごみ袋	種 類	印刷色	指定袋に入れるごみ	サイズ
	家庭用	緑	燃やせるごみ (燃やせないごみ、及び プラスチック製容器包装も可)	大・中・小
		青	燃やせないごみ	大・中
		オレンジ	プラスチック製容器包装	大・中
	事業所用	赤	燃やせるごみ 燃やせないごみ プラスチック製容器包装	大

■ 指定袋の規格

項 目	仕様内容
材 質	高密度ポリエチレン
種類・透明度	透明度 半透明
	寸 法 大… 厚さ 0.03mm 縦 800mm 横 650mm
	中… 厚さ 0.03mm 縦 700mm 横 480mm
	小… 厚さ 0.03mm 縦 550mm 横 300mm/400mm

12. 美しいまちづくりのために

(1) あき地等の清潔保持

市街地を中心とするあき地等の清潔保持に関しては、法によりその所有者もしくは管理者が適切に行うこととなっているが、福井市では市民の迷惑を防止するため、福井市あき地等の清潔保持に関する条例（昭和52年制定）に基づき、当該あき地等の草刈り等を実施するよう指導・勧告を行っている。また、自らが実施できない者（個人）に対しては、草刈り委託業者の紹介を行っている。

① 私有あき地（指導・勧告件数） （件）

年 度	指 導	処 理		
	勧告	自己処理	未処理	処理割合
22年度	158	137	21	86.7%
23年度	116	104	12	89.7%
24年度	139	126	13	90.6%

② 公共等所有あき地

国、県、市およびその他の公共団体等所管のあき地（道路、河川、軌道敷地等を含む）等については、市民から通報があった場合、速やかに草刈り等を実施するよう要請している。

(2) 都市環境の美化

福井市では、都市環境の美化を図り市民の快適な生活を確保し、清潔で美しいまちをつくるため、「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」(平成8年12月25日)を制定した。

◆ 対象者

事業者 容器に収納する飲料やタバコ又はチューインガムを製造する製造者並びにこれらの商品を販売する販売者

市民等 福井市内に居住している人、勤務若しくは滞在者又は市内を通過する人

◆ 区 域 福井市全域

- ポイ捨てはやめよう！
- ふんの始末は飼い主が、責任をもって処分しましょう。
- 自動販売機には回収容器を設置しましょう。



重点区域

特に空き缶等の散乱及びふん害を防止する必要がある区域のことで、J R 福井駅を含む駅周辺の区域が指定されている。

平成24年3月1日からは、この区域を拡大し、面積を従来の52.8haから73.3haとした。

なお、この重点区域内で条例に規定する行為を行った人に対しては、市長が勧告命令を行い、罰金、過料を科すことができる。

周囲総延長 5.2km
面 積 73.3ha

重点区域



◎街頭啓発活動

重点区域内の福井駅周辺において、ポイ捨て防止を啓発する街頭活動を実施。

(H22.10、H24.2、H24.3)

(3) 動物（犬・猫等）死体処理

飼い犬・飼い猫等の死体については、収集・処分を有料で行っている。

（自己搬入の場合・・・945円／体、申込収集の場合・・・1,575円／体）

また、路上、空き地等に放置された野良犬・猫等の死体については、収集資源センターが市民からの連絡を受け、委託業者に収集を依頼している。回収された死体は、福井市クリーンセンターの動物用焼却炉にて焼却処分する。

（単位：体）

区分\年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
収 集	1,768	1,839	1,689	1,556	1,518
持ち込み	488	519	492	514	496
保 健 所	319	349	384	202	272
鳥類他 ※	1,186	1,391	1,513	1,193	1,491
合 計	3,761	4,098	4,078	3,465	3,777

※市による有害鳥獣駆除

(4) 不法投棄対策

山間部や高速道路脇など、通常人の目が届き難い所に対し、不法投棄防止パトロールを行っている。また、平成23年7月より、不法投棄の未然防止を図るとともに、不法投棄があった場合に行為者を特定することを目的として、山間部の道路沿い、山林、河川敷などで不法投棄が多発している場所、既に不法投棄が発生し、更に拡大するおそれがある場所、又は行政による常時監視が困難であり、かつ地域住民による監視の目が行き届かない場所などに監視カメラを設置している。

（箇所）

年度	23年度	24年度
設置箇所数	6	8

(5) 野外焼却の指導

野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第16条の2により、原則禁止されていることから、職員によるパトロールを行い、野外焼却の防止に向けた啓発に努めている。また、野外焼却の通報を受けた場合、職員が現場に行き直接指導を行っている。

（件）

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
通報	20 (処理件数)	35	31	47	29
指導		17	22	38	20
パトロール中の指導		18	4	2	0

※20年度までは環境保全課への苦情数

13. 一般廃棄物の収集処理手数料

(1) 粗大ごみ以外の一般廃棄物

(福井市廃棄物処理及び清掃に関する条例第30条関係)

種 別	取 扱 区 分	単 位	金 額	
し尿及び浄化槽汚泥	許可業者(法第7条第1項の許可を受けたものをいう。以下同じ。)が搬入する場合。	180リットルにつき	26.25円	
飼い犬、飼い猫等の動物の死体	占有者等が自ら搬入する場合	犬、猫等1体につき	945円	
	市が収集、運搬および処分をする場合		1,575円	
その他の一般廃棄物	家庭系一般廃棄物	50キログラムを超える部分について10キログラムまでごとに(10キログラム未満の端数があるときはこれを四捨五入する)	21円	
	事業系一般廃棄物	事業者が自ら搬入する場合(許可業者に委託して搬入する場合を含む)	10キログラムまでごとに(10キログラム未満の端数があるときは、これを四捨五入する)	42円
		第21条第2項に規定する集積場へ搬出する場合	第21条第2項に規定する指定袋1枚につき	84円

※ 福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター(あわら市笹岡)は、別料金です。

(2) 粗大ごみ

(福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条別表第2による)

区 分	品 目		処分に関する手数料	収集、運搬及び処分に関する手数料	備 考
特 殊	タイヤ	タイヤのみ	210円	525円	
		ホイール付き	315円	630円	
	マットレス (スプリング入り)	ダブル・セミダブル	840円	1,890円	
		シングル	525円	1,365円	
大	木製ベッド(本体のみ。ただし、マットレスを含む場合は、収集運搬手数料は省く。) 応接用椅子(3人用) ダンス 洋服ダンス 夜具入れ 洗面台 化粧台 本箱 サイドボード げた箱 じゅうたん		262円	892円	おおむね縦、横及び高さの合計が300センチメートル

	流し台 机 テーブル 食器棚 健康器具 食器乾燥機 ステレオ 足踏台付ミシン			以上のもの
中	木製ベッド（本体のみ。ただし、マットレスを含む場合は、収集運搬手数料は省く。） 鉄製ベッド（本体のみ。ただし、マットレスを含む場合は、収集運搬手数料は省く。） 応接用椅子（1人又は2人用） ダンス ふとん ステレオ 自転車 健康器具 机 畳 本箱 サイドボード げた箱 化粧台 洗面台 椅子 食器棚 卓上ミシン 流し台 じゅうたん テーブル ステレオ オルガン アコーディオンカーテン 車椅子 湯沸器 電子レンジ ブランコ カーペット ウインドファン（フロン入りを除く。）	210円	735円	おおむね縦、横及び高さの合計が150センチメートル以上300センチメートル未満のもの
小	毛布 カラーボックス こたつ板 ギター 衣装缶 換気扇 脚立 ゴルフ用具 編み機 クーラーボックス 三輪車 除湿機 照明器具 スーツケース 扇風機 掃除機 スピーカー 卓上ワープロ ビデオデッキ 一輪車 石油ストーブ スノーダンプ 波トタン（1枚） 波板（1枚） ガスレンジ	157円	577円	おおむね縦、横及び高さの合計が150センチメートル未満のもの

備考

- 1 この表以外の粗大ごみの手数料は、この表に準じた金額による。
- 2 この表の規定により、算出した粗大ごみの手数料の総額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てる。

14. 収集運搬業者

(1) 委託業者

《一般廃棄物》

(平成25年4月1日現在)

業者名		住所	車両
福井区域	福井環境事業(株)	福井市角折町6-1	30台
	福井市環境事業共同企業体	福井市角折町6-1	11台
美山区域	(有)上田産業	福井市小宇坂島町5-11-1	2台
越廼区域	(有)越前公益	福井県丹生郡越前町四ツ杉79-7-1	2台
清水区域	(株)共和総合建設	福井市片山町61-17	2台
	丹生建設工業(株)	福井市甕谷町44-1	2台
合計			49台

《資源物(ダンボール・紙製容器・紙パック)》

(平成25年4月1日現在)

業者名	住所	車両
福井市古紙等リサイクル協同組合	福井市乾徳3-5-14	19台

(2) 許可業者

《一般廃棄物の収集運搬》 ※営業区域が福井市の業者のみ

(平成25年4月1日現在)

業者名	住所	車両	営業区域	許可内容	備考
福井環境事業(株)	福井市角折町6-1	24台	福井市全域	ごみ・家電	
(株)相互環境公社	福井市角折町6-1	3台	〃	ごみ	
(有)宮下ビル管理	福井市大宮3丁目15-26	2台	福井区域	ごみ	
(株)クリンマスター	福井市上森田1丁目309	7台	福井市全域	ごみ・家電	
(有)北陸精巧舎	福井市江守中町8-8-13	2台	福井・清水区域	ごみ	
(株)矢部商店	福井市南江守町2-61-1	2台	福井市全域	魚腸骨残渣	
ちきゅう未来(株)	福井市北四ツ居2-13-3	5台	〃	剪定枝	
日本通運(株)福井支店	福井市重立町22-1	9台	〃	家電	
ナック(株)	越前市家久町63-11-1	3台	〃	木屑・剪定屑	
(株)北陸環境サービス	福井市白滝町67-2	6台	〃	木屑・草	
エス・イ・コンサル(株)	福井市西下野町12-4	2台	〃	刈草・剪定枝	
福井日通運輸(株)	福井市重立町22-5	13台	〃	家電	
(有)越前公益	越前町四ツ杉79-7-1	6台	越廼区域	ごみ・家電	
丹生建設工業(株)	福井市甕谷町44-1	2台	清水区域	ごみ	
(株)クリーン丹南	越前町下糸生136-10	5台	福井・清水区域	ごみ・家電	
(株)共和総合建設	福井市片山町61-17	3台	清水区域	ごみ	
(株)公益センター	鯖江市上鯖江1丁目10-43	4台	福井・越廼・清水区域	ごみ・家電	

(有)ニュークリーン公社	越前町下糸生 132-4-5	2台	福井市全域	ごみ・家電	
(有)ニューチップ運送	越前町織田 7-13-1	11台	〃	木屑	
(有)上村商店	あわら市大溝 3丁目 5-13	4台	〃	家電	
(有)上田産業	福井市小宇坂島町 5-11-1	1台	福井・美山区域	ごみ	
(有)大橋商店	永平寺町松岡葵 1丁目 96	2台	福井市全域	家電	
リサイクル・山澤	福井市八重巻町 31-33	2台	〃	家電	
(株)ピーディ	福井市若栄町 202	5台	〃	家電	
(株)宇野組	福井市南宮地町 14-11	2台	特定事業所	木屑・草	
(有)春江クリーン社	坂井市春江町針原 56-4-5	2台	福井市全域	家電	
波寄造園土木(株)	福井市波寄町 37-82	3台	〃	剪定枝・草	
(株)ビコー	福井市梅野町 20-10	7台	〃	家電	
(株)アイシー物流	福井市寺前町 18-12	4台	〃	家電・不要家具	
(特非) 福井県セルフ振興センター	福井市光陽 2-3-22	6台	特定事業所	ペットボトル	
台東運輸 (株)	福井市上中町 25-8-1	3台	福井市全域	家電	
(株)エコロジス	福井市二日市町 20-12	6台	〃	木屑	
(株)ナマズ	福井市森行町 28-12	1台	〃	家電	
(有)コーフク商運	徳光町 36-5	2台	〃	家電	

《一般廃棄物の処分業》

(平成25年4月1日現在)

業者名	住所	営業区域	許可内容	備考
福井環境事業(株)	福井市角折町 6-1	福井市全域	食品生ごみ	
福井環境事業(株)	福井市角折町 6-1	〃	プラスチック製容器包装	
ちきゅう未来(株)	福井市北四ツ居 2-13-3	〃	剪定枝	
(有)フクセイ	福井市久喜津町 50-24	〃	木屑・草	
(株)エコ・クリーン	福井市二日市町 20-12	〃	プラスチック製容器包装	
エス・イ・コンサル(株)	福井市西下野町 12-4	〃	剪定枝・草	
(株)エコシステム	福井市二日市町 20-12	〃	木屑	
(株)クリンマスター	福井市上森田 1-309	〃	ペットボトル	
(株)道端組	福井市長本町 209	〃	コンクリート・ コンクリートブロック	

15. 清掃関係の法令及び例規

◎環境基本法（平成5年11月19日）

└─ 循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日）

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日）

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日）

- └─ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年6月16日）
- └─ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日）
- └─ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日）
- └─ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年6月7日）
- └─ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日）

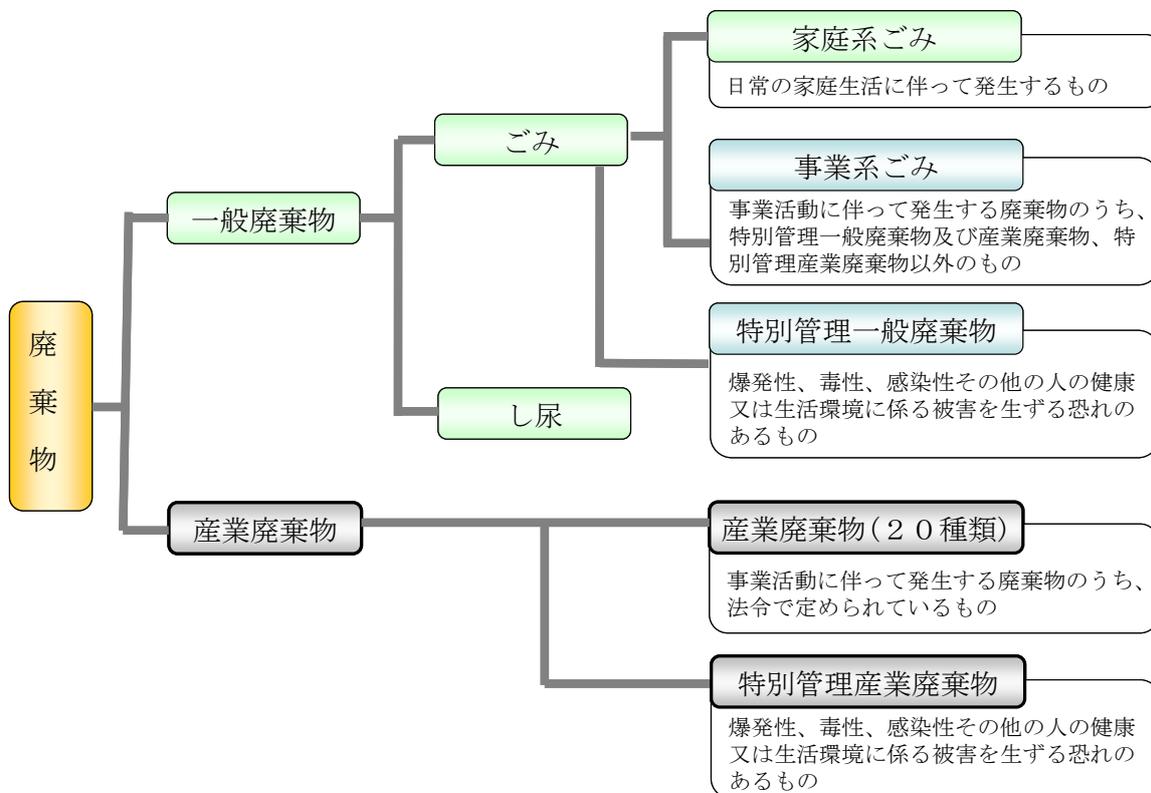
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日）

◎ダイオキシン類対策特別措置法

- ・ 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年6月28日）
- ・ 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年9月27日）
- ・ 福井市指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規則（平成8年9月27日）
- ・ 福井市指定ごみ袋の規格等に関する要綱（平成8年9月27日）
- ・ 福井市あき地等の清掃保持に関する条例（昭和52年3月29日）
- ・ 福井市あき地等の清掃保持に関する条例施行規則（昭和52年3月31日）
- ・ 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成8年12月25日）
- ・ 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則（平成9年6月16日）
- ・ 福井市ごみステーション設置補助金及び地域リサイクル推進美化協力金交付要綱（昭和59年12月18日）
- ・ 福井市古紙等回収奨励金交付要綱（平成3年4月1日）
- ・ 福井市古紙等回収事業補助金交付要綱（平成3年4月1日）
- ・ 福井市環境美化地区推進員設置要綱（昭和63年7月8日）
- ・ 福井市ごみ集積所の設置に関する要綱（平成6年8月1日）
- ・ 福井市資源回収拠点設置事業補助金交付要綱（平成17年4月1日）
- ・ ふくい^{（優）}エコ事業所認定要綱（平成24年12月12日）

16. 廃棄物の分類

廃棄物体系図



分類	種類	内 容	
一般廃棄物		ごみ、粗大ごみ、し尿及びし尿浄化槽に係る汚泥	
特別管理一般廃棄物		P C Bを使用した部品、ばいじん、感染性一般廃棄物	
産業廃棄物	あらゆる事業活動に伴うもの	1. 燃えがら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他の焼却残渣
		2. 汚 で い	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工業の排水処理汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、赤泥、炭酸カルシウムかすなど。
		3. 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ、硫酸ピッチ
		4. 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
		5. 廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
		6. 廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物、廃タイヤ（合成ゴム）
		7. ゴムくず	天然ゴムくず
		8. 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
		9. ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
		10. 鉱さい	高炉・平炉・電気炉などの残渣、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かすなど

産業廃棄物	特定の事業活動に伴うもの	11. がれき類	工作物の除去にともなって生ずるコンクリートの破片、レンガの破片その他これに類する不要物
		12. ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
		13. 紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず
		14. 木くず	建設業、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から生ずる木材片等並びに貨物の流通のために使用したパレットなど
		15. 繊維くず	建設業、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
		16. 動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
		17. 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
		18. 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
		19. 家畜の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
		20. その他	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの
	特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい(引火点が70℃未満)廃油
		廃酸・廃アルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液
		感染性産業廃棄物	感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物(血液の付着した注射針、メス、採血管など)
		廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
		PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布若しくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、若しくは繊維くず、又はPCBが付着若しくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
		PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る)
		廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材、及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業所の集じん施設で集められたものなど
	有害産業廃棄物	有害物質(水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン、又はその化合物、ダイオキシン類)を基準値を超えて含む、汚泥、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど	

17. 一般廃棄物処理計画

福井市一般廃棄物処理実施計画

1 実施期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

2 実施区域

処理区域は、福井市の全区域（以下「福井市全域」という。）を対象とする。ただし、収集運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画においては、平成18年2月1日の美山町、越廼村及び清水町の編入前における福井市及び美山町の区域（以下「福井・美山区域」という。）、並びに越廼村及び清水町の区域（以下「越廼・清水区域」という。）ごとに定める。

3 分別

福井市における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物（以下「一般廃棄物」という。）の分別の区分及び種類については、次のとおりとする。

区 分	種 類
1 資源物	プラスチック製容器包装、缶類、びん類、ペットボトル、ダンボール、紙製容器包装、紙パック、新聞、雑誌、スプレー缶※、乾電池※及び蛍光灯※
2 燃やせるごみ	
3 燃やせないごみ	
4 粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ及び燃やせない粗大ごみ

※資源物のうち、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯並びに燃やせないごみのうち、ライターについては、排出方法指定物とする。

4 処理方法

一般廃棄物は、次の各号により、その全量を福井市、福井坂井地区広域市町村圏事務組合（以下「広域圏」という。）及び鯖江広域衛生施設組合（以下「鯖江広域」という。）において処理する。

(1) 家庭から排出される一般廃棄物について

福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年福井市条例第19号。以下「条例」という。）第2条第2項第4号に規定する家庭系一般廃棄物（以下「家庭系一般廃棄物」という。）は、福井市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」という。）に定める方法により、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年規則第29号、以下「規則」という。）第8条第1項第1号に規定する集積所（以下「ステーション」という。）に搬出し、市及び市長が委託した事業者（以下「市等」という。）が収集し、処理する。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物について

条例第2条第2項第5号に規定する事業系一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）については、排出事業者の責務において自ら市長の指定する中間処理主体（廃棄物を発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう。）までの一連の処理の行程の途中において廃棄物を処分する主体をいう。以下同じ。）へ搬入し、又は排出事業者自らが法第6条の2第6項の規定に基づき、法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）に収集及び運搬を委託する方法により処理しなければならない。ただし、排出量が1月当たりおおむね250キログラム以下で、当該ステーションを管理する者の同意を得た事業所に限り、規則別表第1の2に定める袋（以下「事業系指定袋」という。）を使用する方法で処理することができるものとする。

(3) し尿等について

し尿及び浄化槽清掃汚泥については、排出者からの申込みにより許可業者が収集し、処理する。

(4) 犬・猫等の死体について

犬・猫等の死体については、占有者又は管理者が自ら市長の指定する処理施設へ搬入し、又は市等が占有者又は管理者からの申込みにより収集し、処理する。

(5) 適正処理困難物及び排出禁止物について

次の排出物については、市長の指示に従い、排出者の責任において自らが適正に処理する。

ア 条例第20条第1項の規定による市長が指定する適正処理困難物

(ア) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項の特定家庭用機器（以下「特定家電」という。）

(イ) パーソナルコンピューター

(ウ) 自動車

(エ) 自動二輪車

(オ) 消火器

(カ) 金庫

(キ) コンクリートブロック、瓦、タイル、その他がれき類

(ク) 建築廃材

(ケ) 鉛蓄電池、二次電池

(コ) ガスボンベ（ただし、カートリッジ式を除く。）

(サ) ピアノ

イ 条例第22条第1項第7号に規定する市長が別に定める排出禁止物

アに掲げる適正処理困難物

5 再資源化

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、特定家庭用機器再商品化法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の規定の対象となる廃棄物については、再資源化を促進するための各基本方針に従い、再資源化に努めるよう啓発を行うものとする。

6 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア 種類別排出量

(単位：トン)

中間処理	分別の種類		処理計画量
選別 (再資源化)	①資源物	びん類	1,471
		缶類	570
		ペットボトル	299
		プラスチック製容器包装	1,952
		ダンボール・紙製容器	1,107
		紙パック	16
		新聞紙・雑誌	9
		スプレー缶	1
		乾電池	62
		蛍光灯	22
			5,509
	②古紙等集団資源回収		6,622
	③古紙等店頭回収		1,871
	【A】再資源化物合計 (①+②+③)		14,002
焼却等	④燃やせるごみ	家庭系	45,155
		事業系	31,160
破碎等	⑤燃やせないごみ	家庭系	8,795
		事業系	2,345
	【B】焼却等合計 (④+⑤)		87,455
【C】総排出量 (【A】 + 【B】)			101,457
【D】焼却、破碎等過程における資源化物 (内数)			2,009
資源化率 (【A】 + 【D】) ÷ 【C】 × 100			15.8 %

イ ごみの排出抑制及び分別排出徹底の方策

環境への負荷が少ない“もったいない“の心を持った「循環型都市ふくい」の創造を目指し、市民、市民組織、事業者及び行政の連携による3Rの推進に取り組む。

① 発生抑制の取組

- ・生ごみの堆肥化の推進

② 分別排出徹底の取組

- ・ごみの組成調査事業の継続

- ・資源回収拠点の広報啓発、利用促進及び拡大
- ・許可業者との連携による事業所等への分別排出の依頼
- ・許可業者のごみ搬入に対する取締りの強化
- ・転入者等に対するごみの分け方・出し方便利帳等の配布
- ・共同住宅等管理関係会社に対する分別排出協力依頼
- ・集団資源回収登録団体に対する回収量に応じた奨励金の交付・活動拡大の依頼
- ・集団資源回収新規・実施回数増加団体に対する支援
- ・廃小型家電収集の研究

③ ごみの削減・リサイクルに関する意識啓発

- ・市政広報、ケーブルテレビ等の活用
- ・分別知識向上のための説明会及び啓発講座の開催
- ・まだまだ使えますコーナーの開催
- ・環境美化地区推進員による地元各種団体に対する説明会の開催
- ・多量排出事業者を対象としたごみ実績報告及び計画書提出制度の試行
- ・ふくい[㊦]エコ事業所認定制度の広報強化

④ 福井市廃棄物減量等推進会議の設置

ウ 収集・運搬計画

2に規定する各区域におけるごみの種類別の収集回数及び地区は、次のとおりとする。ただし、ごみの収集日が、12月29日から1月3日であるとき、又は、燃やせるごみ及び資源物の収集日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日であるときは、別に市長が必要と認める日を除き、福井市全域のごみ収集を休止する。

収集方法は基本計画に定める方法による。

種類		収集回数	区域
資源物	プラスチック製容器包装	週1回（指定曜日）	全地区
		週2回以内（指定曜日）	回収拠点
	缶類	月2回以内（指定水曜日）	全地区
	びん類	月1回以内 ※1（指定水曜日）	
	ペットボトル	月1回以内（指定水曜日）	
	ダンボール・紙製容器包装		
	紙パック		
	スプレー缶 ※6	月2回以内（第1及び第3又は第2及び第4指定曜日）	全地区
	乾電池※6	月1回以内（指定水曜日）	
	蛍光灯	年6回以内 ※2（奇数月又は偶数月の指定水曜日）	福井・美山区域
月1回以内（指定木曜日）		越廼・清水区域	
燃やせるごみ	週2回以内（指定曜日） ※3※4※5	全地区	
燃やせないごみ	ライター ※6	月2回以内（指定曜日）	全地区
粗大ごみ	無（排出者自らによる搬入又は申込みによる戸別収集）	全地区	

一時的多量ごみ	無（排出者自らによる搬入）	
犬・猫等の死体	無（占有者又は管理者自らによる搬入又は申込みにより市が収集）	

- ※1 美山区域のびん類については、1月及び2月の収集は休止とする。
- ※2 美山区域の蛍光灯については、1月の収集を休止とする。
- ※3 足谷町、奥平町、清水平町、猫瀬町、東平町及び宮郷町は臨時収集地区とし、中平町、足羽上町、足羽1丁目の一部及び小山谷町は週1回収集地区とする。
- ※4 赤坂町の燃やせるごみは、毎週火曜日の週1回収集とする。
- ※5 大手2丁目の一部及び中央1丁目は、週6回以内とする。
- ※6 スプレー缶、乾電池及びライターについては、各収集指定日に別の透明及び半透明の袋による収集する。

エ 中間処理計画

ごみ種類別の処理方法、処理主体及び処理区域については、次のとおりとする。

種 類	処理方法	処理主体	処理区域	
資 源 物	プラスチック製 容器包装	選別・圧縮・梱包	市(民間事業者)	福井市全域
	缶類	選別・圧縮		
	びん類	選別		
	ペットボトル	選別・圧縮		
	ダンボール・ 紙製容器包装	圧縮・梱包		
	紙パック			
	乾電池	選別	広域圏	福井市全域
	スプレー缶	選別	広域圏	福井・美山区域
			鯖江広域	越廼・清水区域
蛍光灯	選別	広域圏	福井・美山区域	
		鯖江広域	越廼・清水区域	
燃やせるごみ	焼却	クリーンセンター※	福井・美山区域	
		鯖江広域	越廼・清水区域	
燃やせないごみ	破碎・焼却	広域圏	福井・美山区域	
		鯖江広域	越廼・清水区域	
燃やせる粗大ごみ	破碎・焼却	クリーンセンター	福井市全域	
		広域圏	福井・美山区域	
		鯖江広域	越廼・清水区域	
燃やせない粗大ごみ	破碎・焼却	広域圏	福井・美山区域	
		鯖江広域	越廼・清水区域	
犬・猫等の死体	焼却	クリーンセンター	福井市全域	

※ 福井市クリーンセンター

オ 資源化処理計画

資源化のためのごみ種類別の処理方法、処理主体及び区域については、次のとおりとする。

種 類	処理方法	処理主体 (委託先)	区 域
資源物	プラスチック製 容器包装	委託 (再資源化)	市(指定法人)※
	缶類	売却	市(民間)
	びん類		
	ペットボトル		
	ダンボール・ 紙製容器包装		
	紙パック	委託 (再資源化)	市(民間)
	乾電池		
	スプレー缶 蛍光灯		
金属類	売却	市(民間)	福井市全域
		広域圏(民間)	福井・美山地域
		鯖江広域(民間)	越廼・清水地域

※ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第1項の規定により指定された法人

カ 最終処分計画

ごみ種類別の処分方法、処分主体及び区域については、次のとおりとする。

種 類	処分方法	処分主体(処分先)	区 域
燃やせるごみ・燃やせる粗 大ごみの焼却灰	埋立て	市(県外処分場:委託)	福井・美山区域
		鯖江広域(自処分場)	越廼・清水区域
燃やせないごみ・燃や せない粗大ごみの破碎 選別処理後の不燃残渣	埋立て	広域圏(自処分場)	福井・美山区域
		鯖江広域(自処分場)	越廼・清水区域

キ 許可業者による収集運搬計画

一般廃棄物収集運搬業の許可事業者、許可区域及び限定項目については、次のとおりとする。

名 称	所在地	許可区域	限定項目
福井環境事業(株)	福井市角折町第6号1番地	福井市全域	一般廃棄物(ごみ) 特別管理一般廃棄物 その他(特定家電)
(株)相互環境公社	福井市角折町第6号1番地	福井市全域	一般廃棄物(ごみ) 特別管理一般廃棄物
(有)宮下ビル管理	福井市大宮3丁目15番26号	福井区域 ※1	一般廃棄物(ごみ)
(株)クリンマスター	福井市上森田1丁目309番地	福井市全域	一般廃棄物(ごみ) その他(特定家電)
(有)北陸精巧舎	福井市江守中町第8号8番地13	福井・清水区域 ※2	一般廃棄物(ごみ)
(株)矢部商店	福井市南江守町第2号61番地1	福井市全域	その他(魚腸骨)

ちきゅう未来(株)	福井市北四ツ居2丁目13番3号	福井市全域	その他(せん定枝)
日本通運(株)福井支店	福井市重立町第22号1番地	福井市全域	その他(特定家電)
(株)ナック	越前市家久町第63号11番地11	福井市全域	その他(せん定枝)
(株)北陸環境サービス	福井市白滝町67号2番地	福井市全域	その他(せん定枝)
エス・イ・コンサル(株)	福井市西下野町第12号4番地	福井市全域	その他(刈り草・せん定枝)
福井日通運輸(株)	福井市重立町第22号5番地	福井市全域	その他(特定家電)
(有)越前公益	越前町四ツ杉第79号7番地1	越廼区域 ※3	一般廃棄物(ごみ) その他(特定家電)
丹生建設工業(株)	福井市甕谷町第44号1番地	清水区域 ※4	一般廃棄物(ごみ)
(株)クリーン丹南	越前町下糸生第136号10番地	福井・清水区域	一般廃棄物(ごみ) その他(特定家電)
(株)共和総合建設	福井市片山町第61号17番地	清水区域	一般廃棄物(ごみ)
(株)公益センター	鯖江市上鯖江1丁目10番地43	福井・越廼・清水区域 ※5	一般廃棄物(ごみ)
(有)ニュークリーン公社	越前町下糸生第132号4番地5	福井市全域	一般廃棄物(ごみ) その他(特定家電)
(有)ニューチップ運送	越前町織田第7号13番地1	福井市全域	その他(木くず)
(有)上村商店	あわら市大溝3丁目5番13号	福井市全域	その他(特定家電)
(有)上田産業	福井市小宇坂町第61号17番地	福井・美山区域	一般廃棄物(ごみ)
(有)大橋商店	永平寺町松岡葵1丁目96番地	福井市全域	その他(特定家電)
リサイクル・山澤	福井市八重巻町第31号33番地	福井市全域	その他(特定家電)
(株)ピーディ	福井市若栄町202番地	福井市全域	その他(特定家電)
(株)宇野組	福井市南宮地町第14号11番地	特定事業所	その他(刈り草・木くず)
(有)春江クリーン社	坂井市春江町針原第56号4番地5	福井市全域	その他(特定家電)
波寄造園土木(株)	福井市波寄町第37号82番地	福井市全域	その他(刈り草・せん定枝)
(株)ビコー	福井市梅野町第20号10番地	福井市全域	その他(特定家電)
(株)アイシー物流	福井市寺前町第18号12番地	福井市全域	その他(特定家電・不要家具類)
(特非)福井県セルフ振興センター	福井市光陽2丁目3番22号	特定事業所	その他(ペットボトル)
台東運輸(株)	福井市上中町第25号8番地1	福井市全域	その他(特定家電)
(株)エコロジス	福井市二日市町第20号12番地	福井市全域	その他(木くず)
(株)ナマズ	福井市森行町第28号12番地	福井市全域	その他(特定家電)
(有)コーフク商運	福井市徳光町36号5番地	福井市全域	その他(特定家電)
その他運搬許可の市外搬入業者 29社			その他(特定家電)

- ※1 平成18年2月1日の美山町、越廼村及び清水町の編入前における福井市の区域をいう。以下同じ。
- ※2 平成18年2月1日の美山町、越廼村及び清水町の編入前における福井市及び清水町の区域をいう。以下同じ。
- ※3 平成18年2月1日の美山町、越廼村及び清水町の編入前における越廼村の区域をいう。

※4 平成18年2月1日の美山町、越廼村及び清水町の編入前における清水町の区域をいう。以下同じ。

※5 平成18年2月1日の美山町、越廼村及び清水町の編入前における福井市、越廼村及び清水町の区域をいう。

ク 許可業者による処分計画

処分業の許可事業者、取り扱う一般廃棄物の種類及び処理方式については、次のとおりとする。

名称	所在地	取り扱う一般廃棄物の種類	処理方式
福井環境事業(株)	福井市角折町第6号1番地	食品生ごみ	車載型生ごみ処理装置
		プラスチック製容器包装	破碎
ちきゅう未来(株)	福井市北四ツ居2丁目13番3号	木くず・草	破碎
(有)フクセイ	福井市久喜津町第50号24番地	木くず・草	破碎
(株)エコクリーン	福井市二日市町第20号12番地	プラスチック製容器包装	破碎、固形燃料化
エス・イ・コンサル(株)	福井市西下野町第12号4番地	せん定枝・草	破碎
(株)エコシステム	福井市二日市町第20号12番地	木くず	破碎
(株)クリンマスター	福井市上森田1丁目309番地	ペットボトル	圧縮
(株)道端組	福井市長本町209番地	コンクリート・コンクリートブロック	破碎

(2) し尿処理実施計画

ア 種類別排出量 (単位 キロリットル)

	し尿	浄化槽清掃汚泥	合計
総排出量	3,136	36,860	39,996

イ 収集運搬計画

し尿及び浄化槽清掃汚泥は、排出者からの申込みにより許可業者が収集運搬する。

ウ 収集区域の範囲

福井市全域とする。

エ 中間処理計画

区域	搬入先	処理場所
福井市全域	福井市し尿投入所	日野川浄化センター

オ 許可業者 (法第7条第1項関係)

名称	所在地	許可区域
福井環境事業(株)	福井市角折町第6号1番地	福井・美山区域
(株)相互環境公社	福井市角折町第6号1番地	福井区域
(有)ニュークリーン公社	越前町下糸生第132号4番地5	越廼・清水区域

18. 清掃行政の歩み

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
明治 22年	4/1 市制施行 (4.43k m ² 、人口 39,863 人) 第二科衛生係として発足		
33年	「汚物掃除法」	明里焼却場建設	
34年	春・秋両季の大掃除開始		
35年	第二科汚物掃除係と改称 汚物掃除法に基づく清掃監視事務 開始 掃除監督長(助役兼掌) 1名 掃除監督 1名 掃除巡視 4名		公衆便所 48ヶ所
36年			公衆便所 50ヶ所 糞尿汲取掃除請負者 32名
37年			公衆便所 50ヶ所(常人夫2名)
38年		汚物塵芥採取焼却請負制度発足	
大正 6年	掃除監督長、技師兼掌に変更		
8年		乾徳埋立地使用開始 (2,000坪 昭和28年4月埋立完了)	
9年	掃除監督長、第二課長兼掌に変更	汚物埋立地4ヶ所使用中	
12年	掃除監督長、衛生課長兼掌に変更		
13年		中野本山裏埋立地使用開始 (600坪 昭和4年8月埋立完了)	
昭和 8年		秋季大演習のため8~11月、臨時ト ラック1台増発	
9年		荷車10台(人夫10人)、馬車4台 (人夫8人)、トラック1台(運転手1人、 人夫3人)、各1日5~6回収集。 1日平均9,300貫収集 (内3,000貫焼却、6,300貫埋立)	
12年		10月 上北野焼却場竣工 岩本式固定炉 公称37.5t/日 実績30t/日	
14年		自動車4台=人夫12人(日給1円35銭)、荷車 8台=人夫8人(日給1円9銭~1円25銭)、 河川掃除=人夫3人(日給1円30銭)。 一般家庭の収集は4区域に分け、5月~11月 は7日間に1回、12月~3月は10日間に1回 収集。 区域一周を6日以内に完了したときは残りを 有給休暇とした(例えば6日で完了したとき	私設組合(し尿汲取組合)で収集。 普通自動車1台(冬期間のみ使用) 小型自動車4台 荷車 18台 汲取料金 4月~11月 1荷12銭 12月~3月 1荷15銭 降雪期 1荷45銭~1円 汲取 8,000戸

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		は1日を有給休暇とする。 自動車は請負制度で1日1台(運転手1人、人夫3人)16円。 市場等大量排出業者は毎日1回収集。	農家が汲取る 2,000戸 純農家 1,300戸
16年		5月 志比口埋立地使用開始 (200坪、昭和21年6月完了)	
17年		業者ごみ収集手数料(33件) 年額最高150円～最低3円 年額合計 723円 (寄付形式により納付)	汲取10,550戸(43,475人) 汲取料金 4～10月 1荷 20銭 11～3月 1荷 25銭 降雪期 1荷 1円20銭位 小型自動車 4台 荷車 23台
18年		2月 御幸町埋立地使用開始 (300坪、昭和23年5月完了) 福井日通から中古トラック1台寄贈。 戦時下でガソリンと人夫不足のため25の連合町内会を11区とし、11日間で1周。各町内会を督励し、空地にゴミを集積させ自動車または馬車で収集したが、成績はきわめて良好であった。 (それまでは1周に15～20日を要した。)	
19年	4/1 福井市し尿取扱手数料条例、同施行規則施行 汲取を4月1日より市営とし、業務を株式会社福井衛生組合に委託 (し尿予算 51,745円)	収集車両 直営自動車 2台 請負馬車 6台 直営 人夫 定員11名を採用7名	条例による新料金 1樽(2斗5升)につき50銭以内 第1種券(白) 3月～11月 1樽につき10銭 第2種券(青) 12月～2月 1樽につき23銭 第3種券(赤) 臨時汲取 1樽につき40銭 汲取車両 小型自動車 6台 荷車 40台
20年	7/19 空襲により市街地の90%焼失 (ごみ収集車2台とも焼失のため、雑芥・厨芥・し尿とも収集業務を一時中止)	戦災前 総世帯数 24,327世帯 収集世帯数 20,000世帯 戦災後 総世帯数 約10,000世帯 収集世帯数 約2,000世帯 掃除監督 定員1名 採用1名 掃除監督補定員 5名 採用3名 掃除人夫 定員11名 採用3名	公衆便所21カ所のうち、9箇所罹災
21年		7月 現順化小横の埋立地使用開始 (800坪、昭和22年5月完了)	
22年		3月 有楽町埋立地使用開始 (100坪、昭和24年10月完了)	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		8月 小山谷埋立地使用開始 (200坪、昭和26年2月完了)	
23年	6/28 福井大地震 上北野焼却炉全壊(10月再建) 明里焼却場倒壊(10月再建) (再建までの間は野天焼却)	1月 現高志高前の埋立地使用開始 (400坪、昭和25年4月完了) 地震後の火災のためごみ収集車3台のうち、2台焼失(1台はハギレヤ店員が運転し、中央公園に持ち出し無事)	
24年		ごみ収集車4台購入	
25年	予算 4,186,600円	業態者厨芥毎日収集開始 (800戸、牛車4台) ごみ収集車両、自動車5台、牛車6台、手車8台、リカ-5台、(内自動車1台は危険物と大型ごみ収集) 3月 幾久町埋立地使用開始 (80坪、昭和26年3月完了)	4月 福井衛生社として汲取業務開始
26年	5月 上北野焼却場焼失 10月 再建	農村部落へ危険物投入容器(コンクリート製)10個設置	
28年	4/1 福井市塵芥処理条例(条例第11号)施行	ごみ排出量1日約60ト 収集人口98,815人 世帯21,070世帯	
29年	汚物掃除法廃止 7/1 清掃法(法律第72号)施行 11/8 福井市清掃条例(条例第18号)、同施行規則(規則第22号)施行	3月 南江守埋立地使用開始 (4,000坪、昭和37年5月完了)	2月 合資会社福井衛生社と改称
30年	厨芥車を機械車化(2t車購入)		
31年		3月 河増町埋立地使用開始 (150坪、昭和34年6月完了) 4月 町屋松原病院裏埋立開始 (200坪、昭和34年1月完了)	6月 合資会社福井市衛生社と北陸清掃社が合併合資会社福井衛生社とした。 6月 相互衛生社として汲取業務開始
32年	予算 17,741,200円 大型トラック(4t車)購入	専任職員10名、労務者42名(内、臨時19名) 他にごみ収集請負1名、労務者6名、ごみ焼却請負2名、労務者8名	7月 山一衛生社として汲取業務開始 12/27 境処理場(公共下水道終末処理場の汚泥処理施設)へし尿投入開始 投入料補助金制発足
33年	予算 19,448,100円	1日の作業量 収集 直営54t、請負9t 側溝・下水清掃 432kg 河川清掃 1,051kg	公衆便所 19カ所 し尿収集・運搬は許可制3社(福井、相互、山一) 3月 合資会社福井衛生社と福井

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		街路清掃 102 kg (直営と請負で市中を8区に分け 自動車(4t7台、1t2台)、牛車 6台、荷車10台(内厨芥収集6 台、街路清掃4台)で収集)	清掃社が合併。有限会社 福井 衛生社と改称
34年	9/15 部制を実施。厚生部衛生課となる。	車両 自動車(4t7台、1t3台) 牛車6台、荷車7台、 作業員60名(監督、運転手を含む) ゴミ収集世帯・人口 直営 17,761世帯 78,214人 請負 6,095世帯 24,560人	・し尿汲取 22,000世帯 100,000人
35年	上北野焼却場一部焼失、鉄骨上屋 にて再建 11月 南江守センター焼却炉着工	専任職員16名、労務者51名、(内臨時 10名) 他にごみ焼却請負者2名、労務者 8名	
36年	5月 南江守センターを収集車両 基地として使用開始 10/18 南江守センター竣工 三和動熱逆送式自動焼却炉 (20t/8h×2) ・明里焼却場(15t/日)および牛 車6台廃止	2月 寺前町埋立地使用開始 (100坪、昭和37年5月完了) 4/1 汚物(ごみ)取扱業の許可	
37年	11/1 機構改革で衛生課より分離、 清掃課となる。 厚生部—本庁(庶務・業務) 清掃課—清掃センター(収集・焼却)	6月 灯明寺六方池埋立開始 (300坪、昭和38年4月完了) 6月 若杉町埋立地使用開始 (50坪、昭和39年1月完了)	公衆便所17ヶ所(女子清掃員1 名で毎日清掃)
38年	4月 福井市清掃条例一部改正 10/1 衛生課と改称	3月 城之橋下町埋立開始 (200坪、昭和39年10月完了) 4/1 一般家庭のごみ収集手数料 賦課開始	
39年		4/1 収集業務の一部を福井衛生 社に委託 11月 上北野荒川廃川埋立開始 (4,000坪、昭和41年5月完了)	
40年	全職員数 1,673人 環境衛生課職員 89人 本庁 11人 清掃センター 78人	収集方法 混合で各戸収集 (中心街週2回、その他週1回、 農村地区の一部で不燃物のみ月1 回収集) 4月 渡団地埋立地使用開始 (300坪、昭和40年10月完了) 5月 足羽山埋立地使用開始 (500坪、昭和40年11月完了)	
41年		3月 今市江端川廃川埋立開始	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		(1,500坪、昭和42年4月完了) 8/1 市街地区のテスト地区5カ所(計2,110世帯)で袋入れステーション方式による週1回定曜日収集実施 12月 同地区の一般家庭のごみ収集手数料を免除	
42年	4/1 清掃課と改称 7/30 吉田郡森田町を併合、同時に九頭竜環境衛生施設組合(坂井郡春江町、丸岡町と森田との一部事務組合)の事務局を清掃課内へ設置 ※九頭竜焼却場 昭和39年12月竣工 固定炉(10t/日×2炉)	袋入れステーション方式実施のため各備えつけのコンクリート製ごみ箱の撤去開始(申込により1個300円で買上げ) 4月 袋入れステーション方式による第2回テスト(12,200世帯)実施、同時に一般家庭のごみ収集手数料を免除 6月 大島町江端川廃川埋立開始(4,000坪、昭和44年11月完了) 8月 第2回テスト地区のうち成績良好な地区(1,060世帯)を対象とし、週2回定曜日収集実施 9月 第3回テスト(3,000世帯)実施し、同時に手数料免除	許可3社(補助金1,300,000円) 汲取世帯 24,000世帯 汲取手数料 (18円につき) 4~11月 -15円、 12~3月 -20円 5月 川西衛生社として汲取業務開始 (営業範囲は清掃法による特別清掃区域外)
43年	4月 福井市清掃条例一部改正 第23回国民体育大会実施(夏・秋) 11/1 清掃事務所と改称	4月 全収集地区一斉(可燃物週2回、不燃物週1回)に袋入れステーション方式による定曜日収集実施。同時に一般家庭の収集手数料全廃 粗大ごみ有料化。 5月 東山埋立地使用開始 7月 夏季早朝収集実施(7/15~10/5) ・コンクリート製ごみ箱を8月までに1,500個撤去。越前海岸鮎川沖に沈め、漁礁に活用	12/1 し尿汲取料金改訂 18円につき28円
44年	3/24 「衛生安全都市」宣言	4月 農村地区の可燃物週1回収集区域拡大(約350所帯) 7月 特掃地域とその周辺の不燃物収集を2週1回から毎週1回に改善(可燃物は従来と同じく週2回) 7月 南江守センター焼却炉を3直制(24時間稼働)とした。	7月 川西衛生社に汲取し尿の処理場搬入許可

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		・夏季早朝収集実施(7/14～9/13)	
45年	11月 東山センター焼却炉起工式 12月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布	4月 農村地区の不燃物週1回収集区域拡大(約800世帯) 6月 周辺団地の収集開始(約200世帯) 7月 夏季早朝収集実施(7/13～9/5) 9月 農村地区の可燃物週1回収集区域拡大(約200世帯) 10月 周辺地区収集拡大(約100世帯) 農村地区の可燃物週1回収集区域拡大(約70世帯)	
46年	9/1 足羽郡足羽町を合併 ・建設中の東山センター要員決定 清掃事務所 { 本庁 (庶務・業務) 南江守センター 東山センター 9月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行	夏季早朝収集を本年度より中止 4月 川西・殿下・国見等の不燃物月1回収集開始(約3,000世帯) 魚商を除く業態者厨芥収集を福井衛生社に委託 5月 周辺地区等の収集拡大(約2,000世帯) 9月 魚商厨芥収集を福井衛生社に追加委託 12月 足羽支所管内の不燃物月1回収集開始(約3,000世帯)	4月 公衆便所清掃を福井衛生社に委託
47年	1/21 東山センター焼却炉試験焼却開始 3/31 東山センター焼却場完成(4月1日から正式稼働) 4/1 廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 9/1 上北野焼却場老朽化と周辺市街化のため受入停止 10/1 機構改革により清掃事務所を1課2場とした。 清掃事務所 { 業務課 南江守センター 東山センター	南江守センター3直制廃止 1/20まで3直制 2/23まで2直制 2/24から1直制 4/1 産廃受入規制、一般と併せて処理する ・産廃告示(もえがら、紙くず、金属くず、ガラスくず) ・一廃の処理を要しない区域告示12町(川西11、殿下1) 4月 川西地区等の可燃性ごみの収集開始 12/11 東山センター焼却場2直制実施	4月 川西衛生社を許可業者に認可(許可業者数4社となる)
48年	3/31 上北野焼却場廃止 3月 福井坂井地区広域市町村圏の破砕機機工(栗本鉄工所50t/5h) 6/1 福井市清掃事務所労働安全委員会設置規定施行 8/16 電気部品のPCB使用部品の業者による撤去開始	10/1 業態者厨介収集委託を廃止し、福井衛生社の許可事業とした。 36㍓/日まで 月額1,500円 36㍓/日増すごとに 月額750円加算	4/1 し尿汲取料金改訂 18㍓につき36円(うち5円市補助) ・汲取料補助金制発足 11,000円 投入料補助3,000円 汲取料補助8,000円(18㍓につき5円補助)
49年	3月 福井坂井地区広域市町村圏焼却炉竣工	4月 委託地区の休日(祝日・振替休日)収集を廃止	7/1 し尿汲取料金改訂 18㍓につき45円

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	<p>(クマ 100t/8h)</p> <p>10/1 九頭竜焼却場廃止</p> <p>・機構改革により厚生部廃止、生活環境部となる</p> <p>生活環境部 — 環境保全課</p> <p> — 交通対策課</p> <p> — 業務課</p> <p> — 清掃事務所 — 南江守センター</p> <p> — 東山センター</p>	<p>(直営地区では従来から休日収集を実施していない)</p> <p>8月 福井坂井地区広域圏笹岡清掃センターへ搬入開始</p> <p>可燃物(森田・川西・河合地区)</p> <p>不燃物及び粗大ごみ(全市域)</p> <p>・広域圏搬入手数料</p> <p>可燃物 1t までごとに 200 円</p> <p>不燃物・粗大ごみ 1t までごとに 300 円</p>	<p>(うち 5 円市補助)</p>
50 年	<p>10/1 福井市清掃事務所労働安全衛生委員会設置規定の一部改正</p>	<p>4/1 一廃とあわせて処理する産廃告示(紙くず、金属くず)</p> <p>・一廃の処理を要しない区域告示 10 町(川西 9・殿下 1)</p> <p>4月 南江守センターに「不法投棄処理班」を編成し、パトロールと処理を実施(処理の一部は福井衛生社に委託)</p> <p>8/1 矢部商店に許可(魚腸骨の収集運搬)</p>	
51 年	<p>3/31 九頭竜環境衛生施設組合(福井市、丸岡市、春江町)解散</p>	<p>4月 祝日等休日分ごみの翌日振替収集業務実績(土曜日が祝日の場合は月曜日に収集)</p>	<p>6月 有限会社川西衛生社と改称</p> <p>7/1 し尿汲取料金改訂 18 円につき 50 円(うち 5 円市補助)</p>
52 年	<p>4/1 あき地等の清潔保持に関する条例施行</p> <p>7/3 休日等の犬・猫死体収集開始(収集は福井衛生社に委託)</p>	<p>4/1 厨芥収集許可手数料改訂 36 円/日まで月額 2,000 円</p> <p>36 円/日増すごとに月額 1,000 円加算</p> <p>・広域圏搬入手数料一部改訂 不燃物・粗大ごみ 0.5t までごとに 500 円</p>	<p>・公衆便所 56 か所</p> <p>水洗式 30 か所</p> <p>汲取式 26 か所</p> <p>清掃は福井衛生社に委託(汲取は従来から 4 社に委託)</p>
53 年		<p>5/15 新規委託(中央 1・2 丁目、大手 2 丁目の一部を福井衛生社へ委託)</p> <p>6/1 収集車の後部ステップ撤去</p>	<p>・し尿汲取特別料金許可(冬季割増料金：1/1～3/31) 18 円につき 55 円</p> <p>10/1 し尿汲取料金改訂 18 円につき 70 円(うち 10 円市補助)</p>
54 年		<p>4/1 一般の処理を要しない区域告示(川西地区 9 町)</p> <p>・西藤島地区(海老助町ほか 7 町)の可燃物を週 2 回に増加(これにより委託地区は全区週 3 回になった。)</p>	<p>・し尿汲取特別料金許可(冬季割増料金：1/1～3/31) 18 円につき 80 円(うち 10 円市補助)</p>

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		7/1 東郷地区(4町)、大安寺地区(全町)の可燃物を週2回に増加	
55年	<p>4月 東山センターに古畳切断機を設置</p> <p>5月 一般家庭の古タイヤ臨時収集及び南江守への自己搬入受付開始</p> <p>9/18 空き缶、空き瓶収集のモデル事業実施 (日之出地区で毎月第3木曜日に缶類、カレットガラスのリサイクル収集のモデル事業実施委託事業者が収集を行う。積雪期は休止)</p> <p>11/1 南江守センター管理棟使用開始(鉄骨建 632㎡)</p>	<p>4月 一廃許可業者の可燃物の搬入手数を徴収</p> <p>6月 広域圏破砕機を毎月第1・第3土曜日停止(搬入も停止)</p> <p>10/1 足羽支所(全区)と川西支部(一部)等の可燃物を週2回に増加。同時に不燃物のみ収集地区の一部で、可燃物週1回収集を実施</p>	<p>・し尿汲取特別料金(冬期料金)は昨年と同じ。</p> <p>10/1 し尿汲取料金改訂 18円につき90円 (うち15円市補助)</p>
56年	<p>5/8 南江守センター焼却炉焼却停止稼働焼却施設は東山センターと広域圏センターの2カ所</p> <p>8月 南江守センター焼却炉煙突撤去</p> <p>10/20 宝永地区で毎月第3火曜日に缶類、カレットガラスのリサイクル実施(積雪期は休止)、廃品回収業者が収集</p> <p>12/12 南江守センターに貯蔵庫建設</p>	<p>1/1 厨芥週収集許可手数料改訂 36円/日まで月額2,600円 36円/日増すごとに月額1,300円加算</p> <p>5/11 東山センター焼却作業3班2直制で実施。平日18時間(土曜日9時間)</p>	<p>4/1 し尿汲取料金等改訂 ・冬季割増料金(1/1~3/31) 18円につき105円 (うち15円市補助)</p>
57年	<p>1月 年始の清掃業務を4日から開始(昨年までは5日から)</p> <p>6/14~17 「ごみの中からこんなもの展」開催 (於:市民ホール)</p> <p>7月 南江守センターにカレット・ガラスのストックヤード建設</p> <p>8月 直営による缶類、カレットガラスのリサイクル開始 第1月曜日(杉の木台一帯) 第2月曜日(運動公園一帯) 第3水曜日(橋南足羽地区)</p> <p>9月 南江守焼却炉解体</p>	<p>2月 広域圏破砕機改良工事竣工(アルミ選別機、焼却場への可燃ごみ直送コンベア)</p> <p>・散乱あき缶等調査 [国道・市道3地区で調査(1・2回とも同じ場所)] 第1回:6/9、第2回:9/22</p> <p>9月 環境衛生週間の行事として、散乱あき缶等の調査のほか21日に「ポイ捨て防止」ポスター入りポケットティッシュペーパーを街頭、ガソリンスタンド、駐車場で配布</p> <p>10月 川西・国見・殿下・東安居・西安居の可燃ごみ週1回地区を週2回に増加</p>	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		(これに伴いこの地区に限り 祝日等休日分の翌日振替収集 業務を中止) 他地区は翌日振替収集を継続 11月 鷹巣等の可燃ごみ週1回収 集開始(従来は不燃性ごみの 収集)	
58年	4/1 福井市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例第10条(一般 廃棄物処理手数料)の一部を 改正 4/15 南江守センター敷地買収 取得価格 402,143,706円 (それまでは借地) 6/13~15 「ごみの中からこんなもの展」開 催 (於:市民ホール)	6月 散乱あき缶等調査(昨年の 3ヶ所の外に4ヶ所) 9月 環境衛生週間行事として昨 年と同じく散乱あき缶等調査 と、ポケットティッシュペーパー配布	10/1 し尿汲取料金改訂 ・し尿汲取料金 18円につき105円 (うち15円市補助)
59年	3月 空きびん収集手法の改善 空きびんを4色(白・青・茶・黒) に分けて収集を開始。 なお、リサイクル日(空き瓶収 集日)にはその他の不燃ごみは 収集しないこととする。 4月 生ごみ処理容器設置事業補 助金の創設(1個2,000円) 10/24~26 全都清(秋季)評議員会開催 12月 有価物回収還元金交付要綱 の制定	7月 東山センター焼却炉の排ガ ス処理施設備改良工事完成 8月 小・中学校を拠点として「廃 乾電池類」を収集するための 「回収容器」を配布 10月 2ヶ月に1回定期収集 (「回収容器」が満杯になった ときは随時収集。)	・し尿汲取料金等改訂 ・冬季割増料金(1/1~3/31) 18円につき120円 (うち15円市補助) 4/1 し尿投入処理料金改訂 (180円につき25円) (旧料金180円につき15円)
60年	4月 ごみ収集業務の民間委託拡 大 4月 リサイクル開始(みのり地 区) 6/10~12 「ごみの中からこんなもの展」 開催 8/1 清掃事務所労働安全衛生委 員会設置規定の全部改正	3月 埋め立て地環境整備 4/1 東山センター焼却場3直制 実施 6・9月 散乱あき缶等の実態調査 7月 保育園に廃乾電池回収容器 配布	10/1 浄化槽法の制定に伴い、福 井市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例の条文の整備
61年	3/1 新ごみ焼却場建設のため環 境アセスメント調査開始 3月 新炉基本計画策定 4月 リサイクル開始(商工、京 福、新種池、希望ヶ丘、社北地	3/10 東山センター電気集塵機完 成 6/9 散乱空き缶等の実態調査	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	区) 6/9～11 「ごみの中からこんなもの展」 開催 9/16 新炉建設に伴う岡保地区との協議事項合意に達す		
62年	2/29 環境アセスメント調査完了 4/1 福井市廃棄物の処理に関する条例(一般廃棄物処理手数料)の一部改正 クリーンセンター建設事務所開設 6/24 福井市クリーンセンター起工 9/24 「くうかん鳥」設置 フェニックスプラザ・イベント広場に3基設置	2月 ごみ収集基本方針(5分別収集)確立 3月 東山センター4号炉改造工事完了 5/26 焼却灰、中竜鉦山廃坑へ再搬開始 7/5 分別収集用全戸配布用リーフレット作成 7/23 東藤島地区995世帯及び中藤島地区3町内103世帯で5分別収集開始 8月 煙突補修工事 10/22 円山・啓蒙・上北野の各地区4,337世帯で、「5分別収集」開始	
63年	6/13～15 「ごみの中からこんなもの展」開催 7/8 福井市ごみ対策地区推進員186名を委嘱 8/24 全都清廃棄物処理実務研修会開催 8/31 福井市ごみ対策地区推進員代表者研修会開催 9/30 スプレー缶穴あけ器具を市内全世帯に配布(約80,000本) 4月、10月 くうかん鳥抽選会 じん肺健康診断実施	3月末日、東山センター3号炉改造工事完了 4/1 順化・照手・光陽・豊岡の各地区3,800世帯で「5分別収集」開始 4/8 田原・春山・花月・乾徳の各地区3,875世帯で「5分別収集」開始 8/4 川西・東郷(一部)の各地区2,800世帯で「5分別収集」開始 8/18 大安寺・殿下・国見・河合・一光・清明(一部)の各地区2,868世帯で「5分別収集」開始 12/18 焼却炉補修工事完了 12/19 大宮・文京の各地区4,377世帯で「5分別収集開始」 12/24 北陸精巧舎、宮下ビル管理、(株)クリーンマスターを許可者に認可(ごみ許可業者数6社)	
平成元年	4/1 消費税の導入に伴う福井市廃棄物の処理及び清掃に関する	4/3 麻生津・清明・木田・南江守・南居・合谷の各地区1,833世帯	4/1 し尿汲取料金等改訂 ・し尿汲取料金

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	<p>る条例第 10 条(一般廃棄物処理手数等の)一部改正</p> <p>・福井市ごみ対策地区推進員の追加委嘱 (194 名)</p> <p>4/10 観光地の公衆トイレ(汲取式)15 か所定期清掃開始</p> <p>4/17 公園施設の公衆トイレ(汲取式)9 か所及び公園施設の公衆トイレ(汲取式)49 か所定期清掃開始</p> <p>5/11 ごみ対策地区推進員研修会の開催</p> <p>5/13 中竜鉦山環境アセスメント調査委員会設置</p> <p>6/5~7 「ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>8 月 「東山センターごみ焼却施設精密機能検査報告書」提出</p> <p>10/13~17 市制 100 周年記念事業 「100 くらしと健康展」にごみコーナー設置 ステーション看板配布</p> <p>4 月、10 月 「くうかん鳥抽選会」の開催</p>	<p>帯で「5 分別収集」開始</p> <p>4/10 一乗・上文殊・文殊・六条・東郷(残)の各地区 2,357 世帯で「5 分別収集」開始</p> <p>4/24 西藤島・日新・西安居・東安居・幾久・二の宮 1~5 丁目・町屋 1~3 丁目・大願寺 1~3 丁目の各地区 5,192 世帯で「5 分別収集」開始</p> <p>5 月 煙突補修工事</p> <p>6 月 散乱あき缶等調査</p> <p>8/2 社南地区 1,600 世帯で「5 分別収集」開始</p> <p>8/9 明新地区 2,400 世帯松本地区 300 世帯で 5 分別収集開始</p> <p>8/16 社北地区 1,800 世帯、東安居地区 900 世帯で 5 分別収集開始</p> <p>9 月 散乱あき缶等調査</p> <p>11 月 直営定期収集体制 (14 班→15 班に)</p>	<p>18 円につき 120 円 (うち 15 円市補助)</p> <p>・冬季割増料金 (1/1~3/31) 18 円につき 135 円 (うち 15 円市補助)</p>
2 年	<p>3/26 中竜鉦山環境アセスメント調査委員会「福井市クリーンセンターの焼却灰を中竜鉦山採掘跡空洞で処分することに関する環境アセスメント調査報告書」提出</p> <p>6/4~6 「第 9 回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>6 月、10 月 「くうかん鳥抽選会」の開催</p>	<p>4/1 直営定期収集体制 (15 班→16 班に) 資源ごみの容器配布 直営リサイクル地区の収集</p> <p>8 月 全地区 5 分別収集完了</p> <p>空きびん・空き缶の分別収集開始</p> <p>医療廃棄物処理フロー作成</p> <p>6 月、9 月 散乱あき缶等実態調査</p> <p>10/1 直営定期収集体制 (16 班→18 班に)</p> <p>3/31 東山埋立地使用停止</p>	<p>3 月「福井市し尿処理施設基本計画策定調査報告書」提出</p> <p>・「福井市境浄化センターし尿投入所精密機能検査報告書」提出</p> <p>4/1 合併処理浄化槽設置費補助制度の施行</p>
3 年	<p>4/1 東山センター廃止 未収集地区解除 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(法の改正)</p>	<p>4/1 クリーンセンター稼動</p> <p>炉形式:全連続燃焼式流動床炉</p> <p>処理能力:345t/日 (115t/24h×3 炉)</p> <p>・古紙等回収奨励金制度開始</p>	<p>4/1 許可業者 2 社になる 福井環境事業(株) (株)相互環境公社</p>

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	<p>4/24 福井市ごみ対策地区推進員委 嘱 (第2期:200名)</p> <p>6/3~4 「第10回ごみの中からこんなも の展」開催</p> <p>6月、10月 「くうかん鳥抽選会」 の開催</p>	<p>5/1 指定ごみ袋モデル実験事業 啓蒙地区で燃やせるごみ用袋 を配布</p> <p>6月、9月 散乱あき缶等実態調 査</p> <p>10/1 直営定期収集体制 (18班→20班に)</p> <p>12/6 空き缶処理施設着工</p>	
4年	<p>6/1~2 「第11回ごみの中からこんなも の展」開催</p> <p>6月、10月 「くうかん鳥抽選会」 の開催</p>	<p>4/1 資源ごみの定期収集開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ及び特殊ごみの収集 日を水曜日とする(水・土地 区の廃止) あきびん月1回(委託収集) あき缶 月2回(直営収集) ・祝・休日の振替収集の廃止 ・金属が逆有償化になる ・空き缶選別処理棟の完成、稼 動 <p>6月、9月 散乱あき缶等実態調査</p>	<p>4/1 し尿汲取料金等改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿汲取料金 18円につき135円 (うち20円市補助) ・冬季割増料金(1/1~3/31) 18円につき15円
5年	<p>4/1 福井市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例の全部改正</p> <p>6/14~15 「第12回ごみの中からこんなも の展」開催</p> <p>6月、10月 「くうかん鳥抽選会」 の開催</p>	<p>6/1 粗大ごみ手数料改定</p> <p>6月、9月 散乱あき缶等実態調査</p>	<p>2/1 新し尿投入所建設着工</p>
6年	<p>4/19 福井市環境美化地区推進員 委嘱 (第3期:200名)</p> <p>4/30 くうかん鳥(空き缶回収)廃 止</p> <p>6/13~14 「第13回ごみの中からこんなも の展」開催</p> <p>6/15 「くうかん鳥抽選会」(最終)</p> <p>7/1 福井市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例の一部改正 (廃棄物の減量等推進会議の 設置)</p> <p>9/27~28 「第14回ごみの中からこんなも の展」開催</p> <p>10/1 機構改革により生活環境部 改め市民生活部環境事務所と</p>	<p>2/22 粗大ごみ処理庫完成</p> <p>6月、9月 散乱あき缶等実態調査</p> <p>11/10 空き缶破袋機完成</p>	<p>4/1 境浄化センターし尿投入所稼働 処理量 170k1/日</p>

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	<p>なる (環境対策課、清掃清美課、収集資源センター、クリーンセンター)</p> <p>10/7 福井市廃棄物減量等推進会議委員委嘱 (17名)</p>		
7年	<p>4/1 有効微生物用容器による生ごみ処理容器補助金創設 (1個 2,000円)</p> <p>6/12~13 「第15回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>10/17~18 「第16回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>12/25 「福井市廃棄物減量等推進会議」から、ごみ減量化や分別化推進のため半透明のごみ袋指定制度導入の報告書を市長に提出</p>	<p>5/18 直営定期収集体制 (20班→18班に)</p> <p>6月、9月 散乱あき缶等実態調査</p> <p>10月 福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター完成</p> <p>12月 毎月第2日曜日の粗大ごみの搬入開始 (収集資源センター クリーンセンター) ・フロン回収</p>	
8年	<p>6/10~11 「第17回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>7/1 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正 (指定袋、手数料等)</p> <p>10/1 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する規則全部改正 (指定袋、粗大こみ手数料等)</p> <p>10/7~8 「第18回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>11/1 福井市指定ごみ袋制度開始</p> <p>12/25 福井市あき缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例制定</p>	<p>1月 毎月第2日曜日の粗大ごみ搬入開始 (福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター)</p> <p>9月 散乱あき缶等実態調査</p>	<p>4/1 し尿汲取料金等改訂 ・し尿汲取料金 18ℓにつき150円 (うち20円市補助)</p> <p>・冬季割増料金 (1/1~3/31) 18ℓにつき15円</p>
9年	<p>4/1 福井市指定ごみ袋制度完全実施</p> <p>4/23 福井市環境美化地区推進員委嘱 (第4期:200名)</p> <p>6/17~18 「第19回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>10/1 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施</p>	<p>1/1 粗大ごみ手数料改定</p> <p>9月 散乱あき缶等実態調査</p> <p>10月 ペットボトル資源回収モデル事業開始 (一乗・社西・東郷・西藤島・森田地区)</p> <p>12/10 収集資源センター管理棟増築工事完成</p>	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	<p>行 (チラシ・携帯用灰皿街頭配布) 10/6～7 「第 20 回ごみの中からこんなもの展」開催 *「ごみ処理基本計画」策定</p>		
10年	<p>6/8～10 「第 21 回ごみの中からこんなもの展」開催 10/31 生ごみ処理容器設置事業補助金制度の廃止</p>	<p>9月 散乱あき缶等実態調査 10/1 ポイ捨て・ふん害防止条例施行1周年記念行事(重点区域内現場踏査) ・ペットボトル資源回収を市全域で実施</p>	<p>4/1 し尿投入所施設管理業務を清掃清美課に移管 合併処理浄化槽設置費補助基準額改正</p>
11年	<p>6/21～22 「第 22 回ごみの中からこんなもの展」開催 9/21 電気式生ごみ処理機補助制度施行(4月1日以降購入から対象)</p>	<p>4月 直営定期収集体制(18班→15班) ・クリーンセンターのダイオキシン対策工事始まる。 9月 散乱あき缶等実態調査</p>	
12年	<p>4/23 福井市環境美化地区推進員委嘱(第5期:200名) 6/9・12 「第 23 回ごみの中からこんなもの展」開催</p>	<p>9月 散乱あき缶等実態調査</p>	
13年	<p>4/1 家電リサイクル法の施行(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を収集・処理対象外とする)</p>	<p>9月 散乱あき缶等実態調査 10月 新分別収集モデル事業開始 段ボール・その他紙製容器及び白色食品トレイ(プラスチック製容器包装)を資源として収集を開始する(宝永・河合・東郷の3地区)</p>	<p>6月 設置基準等の見直しにより、市の污水処理構想の見直し(基本計画)に着手(早期の污水処理率100%をめざす)</p>
14年	<p>4/1 環境政策課内に「資源循環型社会推進室」設置 11/20 福井市廃棄物減量等推進会議「新分別の報告」</p>	<p>10月 直営定期収集体制の再構築(15班→13班に)</p>	
15年	<p>4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱(第6期:200名) ・非電気式生ごみ処理機補助制度施行 6月 「福井市の一般廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための効果的な方策に関する調査研究結果」報告書作成 7月 リサイクル戦隊「ワケルン</p>	<p>3月 クリーンセンターダイオキシン対策工事完了 4月 全市一斉に、新分別収集開始(プラスチック製容器包装、ダンボール・紙製容器分別収集) これらのごみの分別収集実施により、ごみ総量にて4,260トン減少した。(14</p>	<p>4月 し尿事務、合併処理浄化槽設置費補助事業、下水道部へ移管</p>

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	<p>ジャー」、円山保育園・文京保育園・東藤島保育園に出動</p> <p>9月 「福井市ごみ削減・リサイクル推進アクションプラン(行動計画)素案」まとまる</p>	<p>年度比)</p> <p>空き缶、ペットボトルの中間処理を民間に委託</p> <p>10月 新形状の家庭用指定ごみ袋の販売開始</p>	
16年	<p>3/31 電気式生ごみ処理機購入費補助制度廃止</p> <p>4月 動物の死体処理の民間委託・福井市で全国都市清掃会議北陸東海地区協議会総会開催</p> <p>7/18 福井豪雨</p> <p>10月 台風23号に伴う水害被災自治体の支援を実施</p> <p>宮津市(10/28)、豊岡市(10/29)舞鶴市(10/30~10/31)</p>	<p>4月 家電リサイクル法の改正(冷凍庫を収集・処理対象外とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源有効利用促進法の施行により、廃パソコンを収集・処理対象外とする ・家庭用指定袋で、3色化試行開始 <p>5月 資源回収拠点モデル事業開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売店にプラスチック製容器包装及び紙製容器の回収箱を設置する ・プラスチック製容器包装を市が収集する ・モデル事業はハーツ羽水店 	
17年	<p>8/15・16 リサイクル戦隊「ワケルンジャー」 愛・地球博に出動</p>	<p>3/31 中竜鉱山廃坑への搬入終了(総搬入量 136,000m³)</p> <p>4月 直営定期収集体制の再整備(13班→11班に)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き缶収集業務の一部委託 ・収集資源センターでの燃やせる粗大ごみの受入を開始 <p>資源回収拠点事業開始(ハーツ羽水店、Aコープやしろ店、Aコープ堀の宮店)</p> <p>焼却灰、勝山市処分場に搬入(~17/12)</p>	
18年	<p>2/1 足羽郡美山町、丹生郡越廼村、清水町と合併</p> <p>3/31 生ごみ処理機(非電気式)購入費補助制度廃止</p> <p>4/18 福井市環境美化地区推進員委嘱(第7期:224名)</p>	<p>1月 焼却灰、民間処分場(草津町)へ搬出</p> <p>4月 直営定期収集体制の再整備(11班→10班に)</p>	<p>2/1 し尿投入所 旧美山町の収集汚泥受入開始</p> <p>し尿収集運搬手数料改定</p> <p>18リットルまでごとに168円(20円補助金廃止)</p> <p>し尿及び浄化槽汚泥処理手数料</p> <p>18リットルまでごとに26.25円</p>

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
19年	<p>3/31、4/1 能登半島地震に伴う被災自治体への災害応援出動（穴水町・輪島市）職員 19名 8/6～11 10/9～20 新潟県中越沖地震に伴う被災自治体への災害応援出動（柏崎市）職員 延べ 43名</p>	<p>2月 ハニー麻生津店にて資源回収拠点事業開始 3月 アルプラザベル店にて資源回収拠点事業開始 4月 美山・越廼・清水区域においてプラ容器包装の分別収集を開始 7月 美山・清水区域において段ボール・紙製容器の分別収集を開始 (越廼区域は、段ボールは合併以前より分別収集している)</p>	
20年	<p>3月 リサイクル推進啓発用ビデオ制作(リサイクル戦隊 ワケルンジャー リターンズ) 「クリーンセンター精密機能検査」の実施</p>	<p>4月 紙パック分別収集及び資源回収を市全域で実施 越廼区域において紙製容器の分別収集開始 7月 ハーツ学園店にて資源回収拠点事業開始</p>	<p>3/31 丹生衛生管理組合解散 4/1 旧越廼村・旧清水町のし尿収集運搬手数料統合し尿投入所 旧越廼村・旧清水町の収集汚泥受入開始</p>
21年	<p>3月 「一般廃棄物ごみ処理基本計画」策定 4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱（第8期：163名） 5月 収集資源センターにて環境学習会開始 12月 「循環型社会形成推進地域計画」策定</p>	<p>4/1 プラスチック製容器包装の品目拡大、出し方緩和 隔週収集から毎週収集へ 4/1 美山区域の可燃ごみについてクリーンセンターへ搬入を開始</p>	<p>4/1 家電リサイクルの対象品の追加（液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機）</p>
22年	<p>3月 「一般廃棄物ごみ処理基本計画」一部改定 12月 「循環型社会形成推進地域計画」変更</p>	<p>3月 くみあいマーケット東郷店にて資源回収拠点事業開始 7月 蛍光灯の分別収集開始 10/15 ポイ捨て防止啓発街頭活動 12月 福井市クリーンセンター長寿命化計画策定</p>	
23年	<p>8月 不法投棄防止監視カメラ及び看板設置 9/16～18 台風 12 号に伴う被災被災自治体への災害応援出動（和歌山県那智勝浦町）職員 6名 10/19 東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故で被災した福島県双葉地方広域市町村圏組合に、ごみ収集用 2 tトラックを譲与</p>	<p>4月 ライターの出し方変更（不燃の日に別袋にして出す） 4月 収集資源センターにて資源ごみ回収拠点ステーション設置</p>	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
24年	<p>3/1 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例における重点区域の範囲拡大 (52.8ha→73.3ha)</p> <p>4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱 (第9期:171名 ごみステーション設置補助制度創設)</p>	<p>2/29 ポイ捨て防止啓発街頭活動</p> <p>3月 クリーンセンター大規模改修工事開始</p> <p>3/27 ポイ捨て防止啓発街頭活動</p> <p>4月 収集資源センターにて小型家電等回収ボックス設置</p> <p>12月 ごみの分け方・出し方早見表の広告掲載制度開始 ふくい ㊦エコ事業所募集開始</p>	
25年		<p>3月 資源物回収拠点「わけるば」開設 (㈱増田喜福井営業所、福井環境事業㈱二日市リサイクルセンター)</p> <p>4月 事業系一般廃棄物の削減等に関する指導要綱に基づく多量排出事業所3R推進制度の試行開始</p> <p>5月 事業所用指定ごみ袋の広告掲載制度開始</p>	

環境事務所

所在地・電話番号一覧

部 署	電話番号	F A X 番号	郵便番号	所 在 地
	市外局番 (0776)			
環境事務所長 (環境課 内)	20-5398	—	910-8511	福井市大手3丁目10-1
清掃清美課	20-5377	20-5754	〃	〃
収集資源センター	35-0052	35-0813	918-8032	福井市南江守町2-1
クリーンセンター	53-8999	54-6010	918-8215	福井市寮町50-41

平成 2 5 年 9 月 発行

清 掃 事 業 概 要 (本 編)

発行 福井市市民生活部 環境事務所 清掃清美課

〒910-8511 福井市大手 3 丁目 1 0 番 1 号

TEL (0 7 7 6) 2 0 - 5 3 7 7

FAX (0 7 7 6) 2 0 - 5 7 5 4

この本の本文用紙は再生紙を使用しています。